

資料 4

中央教育審議会大学分科会（第95回）

H23.2.21

大学分科会の審議に関する関連資料

第5期大学分科会までの審議を踏まえて更に検討すべき課題

○大学を取り巻く諸状況

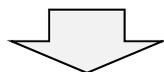
- 国際化・情報化等が進展する知識基盤社会において、大学が、人材育成、学術・文化の継承・発展、地域の社会・産業への貢献に果たす役割は重要。

【量的規模】（3～12ページ）

- 18歳人口は、当面は約120万人で推移。
- 加えて、成人や外国人など多様な学生の受入や、地域の学ぶ機会に留意し、ユニバーサル・アクセスを推進。

【大学教育の質】

- 大学教育の内容と水準に関し、大学内外から様々な指摘。
- 各大学では教育の充実や組織運営の改革に努力。
- 大学が社会の要請に十分応えとともに、取組の発信が重要。



○更に検討すべき課題

1. 教育の質の保証・向上の推進方策 （13～24ページ）

- 大学教育の質保証・向上に関し、これまでの取組を踏まえた推進方策
- 上記に関連して、各大学の取組を支援する仕組み
- 公的な質保証システムに関し、設置基準、設置認可審査及び認証評価の改善

2. 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策 （25～30ページ）

- 各大学のミッションを明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能等を積極的に発信するための方策（大学のプロフィールの可視化）
- 各大学のミッションを明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能に着目した評価や支援の在り方（各大学が、多様な役割・機能を持ち、また、それが時代や環境に応じて可変的であることを踏まえた対応）
- 大学の様々な機能に関する連携を促進する方策

3. 大学の組織・経営基盤の強化 （31～38ページ）

- 各大学の組織基盤の強化の在り方
- 各大学の将来の方向性を見据えた経営基盤の強化と、その支援の在り方

(参考) 大学分科会の審議に係る制度改正等(平成21年以降のもの)

大学教育の 質保証・向上

- 公的な質保証システムの改善
 - ① 設置基準の基準性の明確化。
 - ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制(H22予算で「就業力育成支援事業」)。
 - ② 設置認可審査の改善。
 - ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」の導入。
 - ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。
 - ③ 認証評価の改善。
- これらに関する情報の公表
 - ・ 教育の質を向上させるための教育情報として公表すべき事項を明確化。
 - ・ 国際的な情報発信を進めるためガイドラインを整備。
 - ・ 設置認可・届出に関し、大学からの申請内容を文部科学省のウェブサイトで公開。
- グローバル化への対応
 - ・ アジア域内における大学間連携(日中韓の「CAMPUS Asia」構想として具体化)
 - ・ 海外大学とのダブルディグリーの実施上の留意点をガイドラインとして公表。

機能別分化の促進

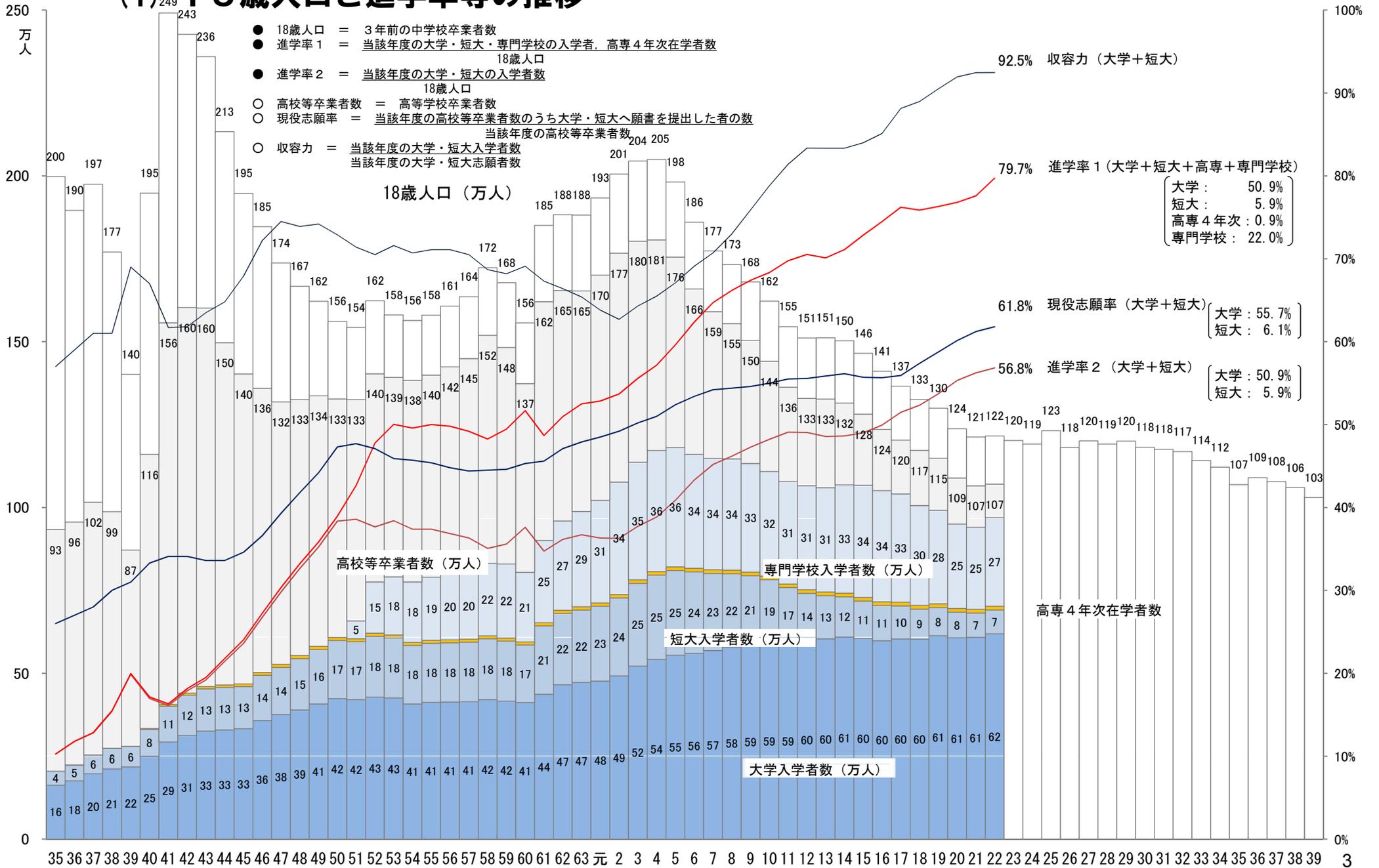
- 設置形態を超えた機能別分化の促進(今後、機能別の質保証について検討)。
- 各大学の機能別分化を踏まえつつ、大学間の連携を促進。
 - ・ 教育課程の共同実施の制度化(平成22年度までに、3つの事業が発足)。
 - ・ 教育・学生支援の全国共同利用拠点の創設(留学生関連、練習船、農場、FD等で、計12拠点が大臣認定)。
 - ・ そのほか、戦略的大学間連携、コンソーシアムを促進。
- 平成23年度の概算要求で、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点等に対応した支援。

教育研究機能の 充実のための 組織基盤の強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言。
 - ・ 平成23年度の概算要求で、成長の土台となる教育研究の基盤の強化を重視。
 - ・ 平成22年度は、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学の支援等。
 - ・ 日本私立学校振興・共済事業団における経営相談の充実(H22はリーダーズセミナーを実施)。
 - ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進。

量的規模に関する状況

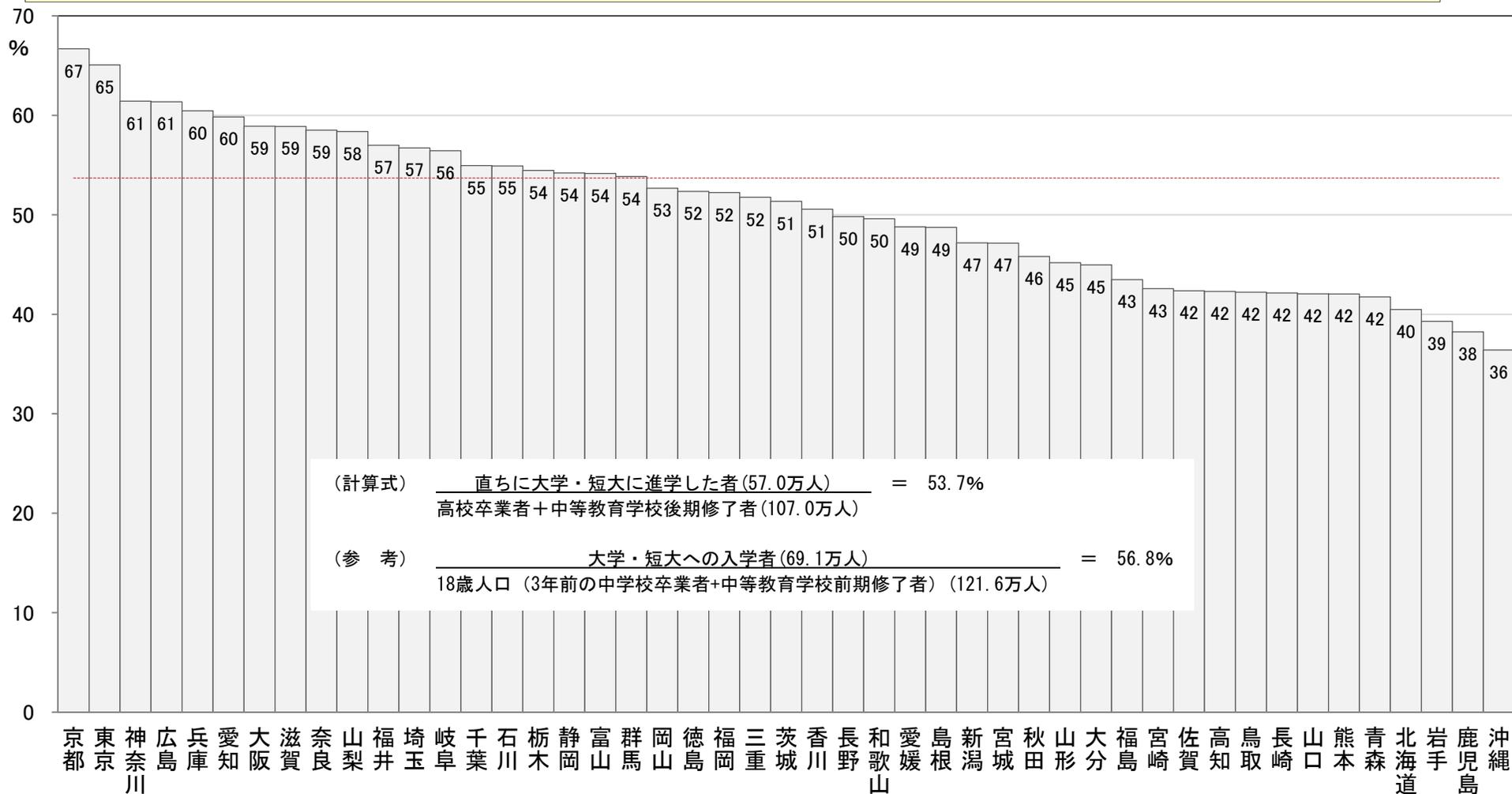
(1) 18歳人口と進学率等の推移



量的規模に関する状況

(3) 都道府県別の大学・短大進学率（高校新卒者）

- 平成22年3月の高校卒業者のうち大学・短大に進学する者は、全国平均で53.7%（18歳人口に対する入学者数（過年度卒業者を含む）は56.8%）。
- 都道府県別には、京都府・東京都が最も高く（66.7%、65.1%）、沖縄県が最も低い（36.4%）。



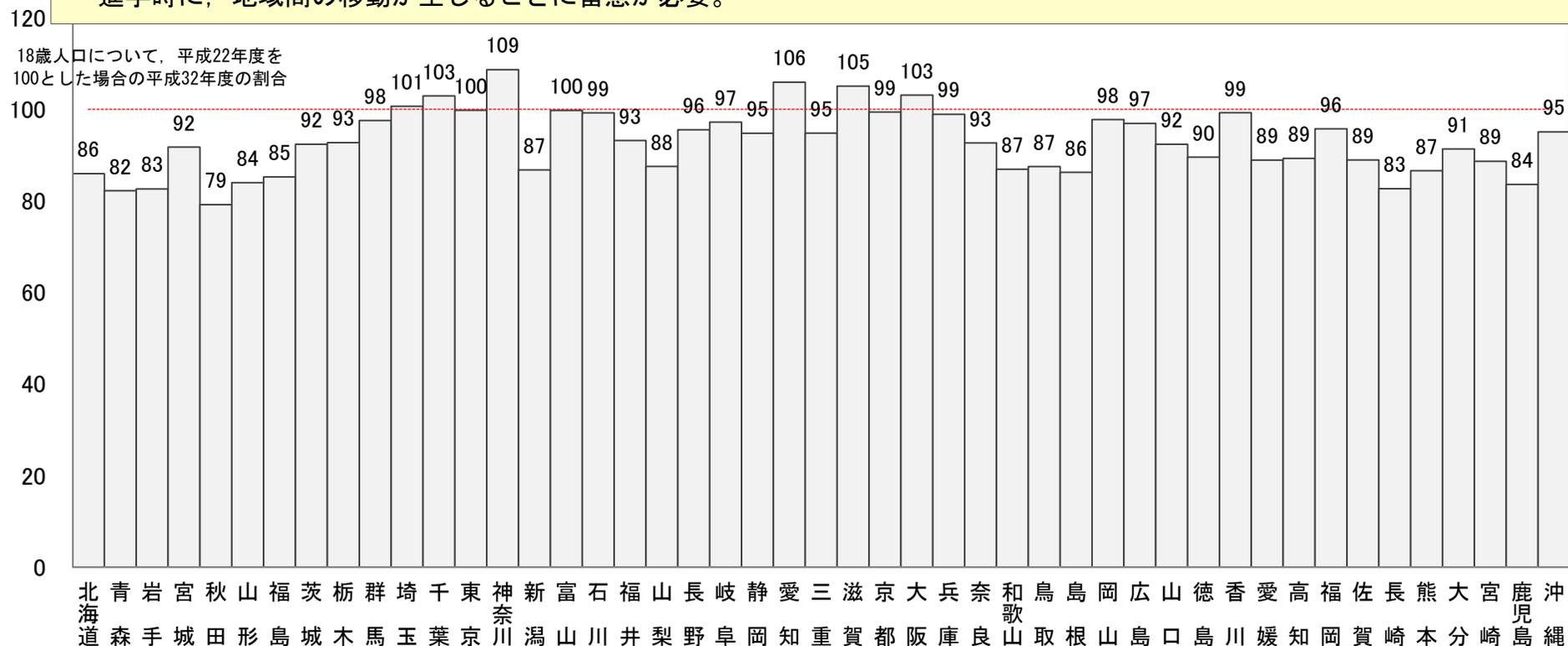
文部科学省「平成22年度学校基本調査」を基に作成。

量的規模に関する状況

(4) 平成32年度の18歳人口（都道府県別の増減の粗い試算）

（平成22年度の18歳人口を100とした場合の、平成22年度の小学校第3学年の児童数の値）

○ 平成32年度に18歳人口の対象になると見込まれる平成22年度の小学校第3学年の児童は、平成22年度の18歳人口（122万人）とほぼ同水準（117万人）と推計される。ただし、都道府県により増減に違いがあること、また、大学進学時に、地域間の移動が生じることに留意が必要。



都道府県	H22年の18歳人口	H22年の小3児童数
北海道	1,215,843	1,169,117
青森	17,846	16,964
岩手	19,142	15,998
宮城	12,315	10,916
秋田	11,885	10,855
山形	19,616	16,984
福島	16,335	13,503
茨城	9,764	8,682
栃木	7,436	6,639
群馬	14,542	12,927
埼玉	7,782	6,967
千葉	9,453	9,381
東京	27,892	27,026
神奈川	14,078	13,002
新潟	19,042	18,611
富山	27,892	27,026
石川	14,179	13,136
福井	10,677	9,277
山梨	6,223	5,445
長野	53,886	53,292
岐阜	79,543	81,987
静岡	23,356	23,215
愛知	13,922	14,624
三重	18,577	17,609
滋賀	68,662	72,706
京都	37,360	35,404
大阪	20,877	20,291
兵庫	21,809	20,830
奈良	9,282	8,124
和歌山	8,448	7,872
鳥取	11,321	11,231
島根	10,176	10,151
徳島	24,497	21,251
香川	74,681	81,116
愛媛	99,496	99,252
高知	54,625	56,214
福岡	65,767	66,187
佐賀	19,984	19,493
長崎	20,452	18,959
熊本	30,452	28,121
大分	23,127	19,708
宮崎	12,689	10,656
鹿児島	10,987	8,698
沖縄	23,481	21,539
合計	14,576	12,040
平均	15,237	12,525
標準偏差	53,333	45,826

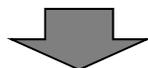
量的規模に関する状況

(5) 設置認可の弾力化の現状と課題

- 「事前規制から事後チェックへ」という規制改革の流れを踏まえ、第三者評価としての認証評価制度を導入するとともに、大学設置基準や審査手続を大幅に見直し。

例：・大学設置等の量的な抑制方針を基本的に撤廃
 ・審議会内規等の審査基準を廃止し、告示以上の法令に規定（準則主義化）

- また、学部や学科等を設置する際に、学問分野を大きく変更しないものは事前審査を不要とする届出制度を、平成16年度開設分から導入（学問の進展や社会の変化に対応した機動的な組織編成が可能）。



- これにより、近年、大学の学部・大学院数や収容定員が急増したが、設置認可申請に課題のある件数が増加しており、「大学らしさ」「大学にふさわしい教育・研究水準」の共通理解に懸念が生じている。
- そこで、大学分科会の提言等を受けて、設置認可における審査ルールの明確化を随時進めている。また、明らかな準備不足の申請への「早期不認可」を導入(H21)。

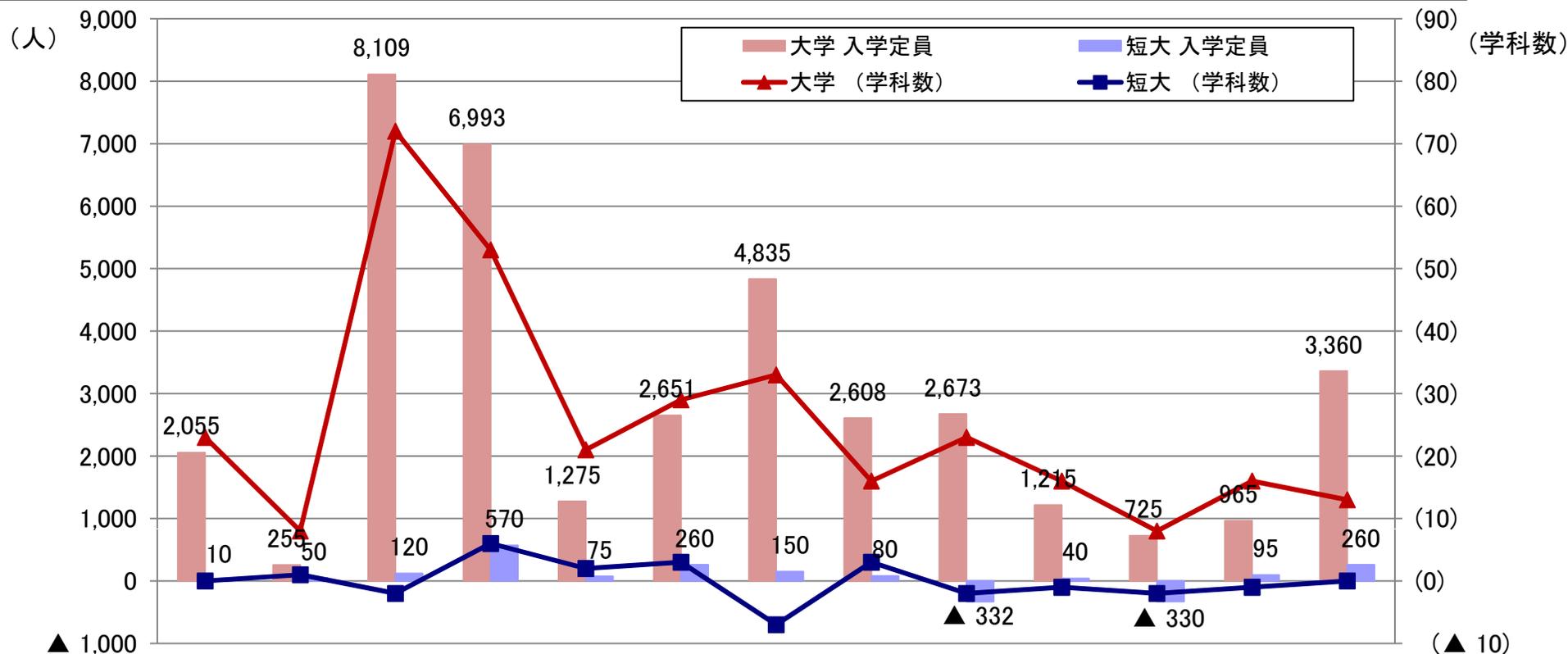
← 準則主義の開始

開設年度		H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
認可申請数		226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	83	73
申請に課題があった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	4	11	11
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	10	5	7
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	14	16	18
認可件数		223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66
届出件数		-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	222

量的規模に関する状況

(6) 地域別の公私立大学・短大の学科・入学定員の増減（H19～23年度）

○ 都市部では、設置認可により学科数・入学定員が特に増加。
 ○ 京都、広島では、設置認可に付随して、短期大学の入学定員が減少。



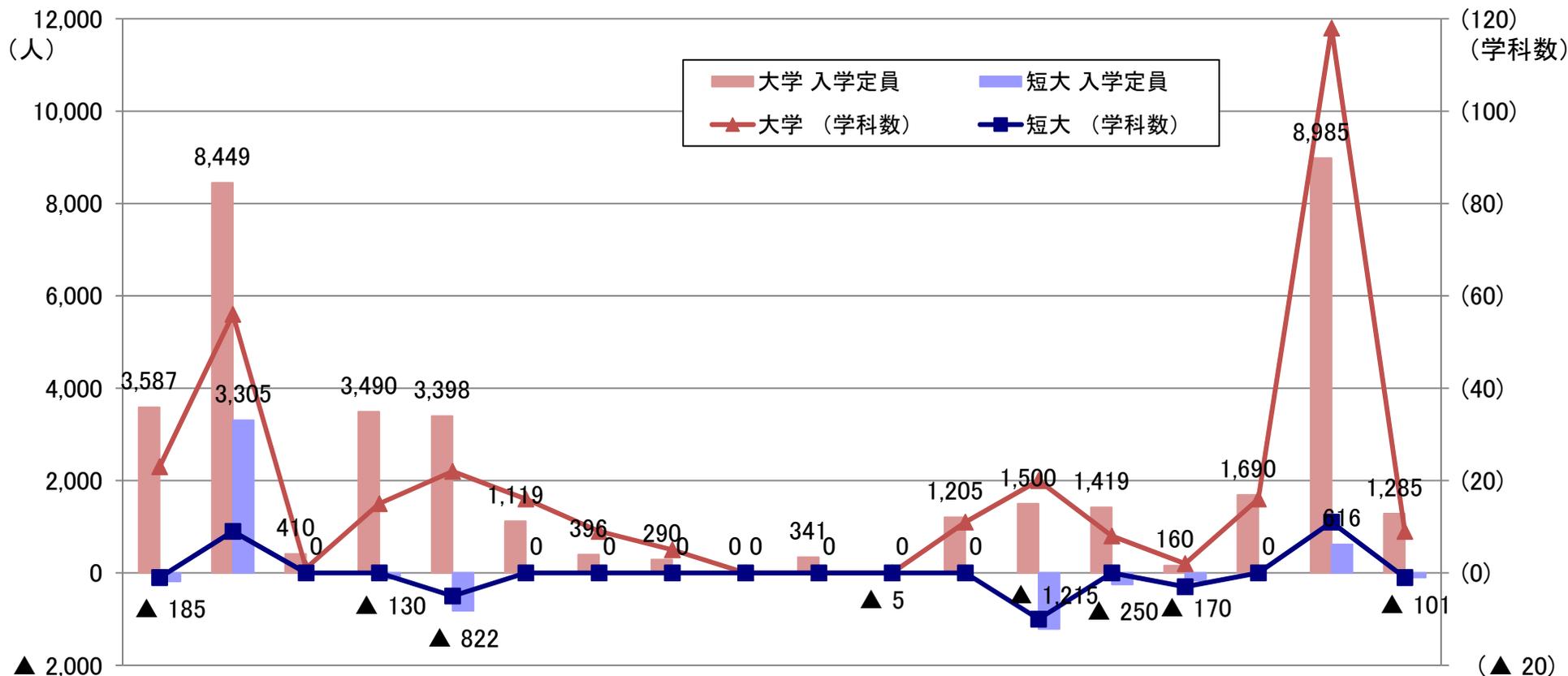
区分	北海道・東北	宮城	関東・甲信越	東京	東海・北陸	愛知	近畿	大阪	京都	中国・四国	広島	九州	福岡	
大学	(学科数)	(23)	(8)	(72)	(53)	(21)	(29)	(33)	(16)	(23)	(16)	(8)	(16)	(13)
	入学定員	2,055	255	8,109	6,993	1,275	2,651	4,835	2,608	2,673	1,215	725	965	3,360
短大	(学科数)	(0)	(1)	(▲ 2)	(6)	(2)	(3)	(▲ 7)	(3)	(▲ 2)	(▲ 1)	(▲ 2)	(▲ 1)	(0)
	入学定員	10	50	120	570	75	260	150	80	▲ 332	40	▲ 330	95	260

北海道・東北は、宮城を除く、関東・甲信越は東京を除く、東海・北陸は愛知を除く、近畿は大阪、京都を除く、中国・四国は広島を除く、九州は福岡を除く。
 このデータは、公私立大学等の設置認可と収容定員増の認可に関するものであり、届出設置分は含んでいない。

量的規模に関する状況

(7) 分野別の公私立大学・短大の学科・入学定員の増減（H19～23年度）

○ 教育，保健衛生分野では，設置認可による学科数・入学定員の増加が顕著。
 ○ 短期大学において，設置認可により学科数・入学定員が増加したのは，教育，保健衛生分野のみ。



区分	文学	教育学・保育学	法学	経済学	社会学・社会福祉学	理学	工学	農学	獣医学	医学	歯学	薬学	家政	美術	音楽	体育	保健衛生学	学際
大学	(23)	(56)	(1)	(15)	(22)	(16)	(9)	(5)	(0)	(0)	(0)	(11)	(20)	(8)	(2)	(16)	(118)	(9)
入学定員	3,587	8,449	410	3,490	3,398	1,119	396	290	0	341	▲ 5	1,205	1,500	1,419	160	1,690	8,985	1,285
短大	(▲ 1)	(9)	(0)	(0)	(▲ 5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲ 10)	(0)	(▲ 3)	(0)	(11)	(▲ 1)
入学定員	▲ 185	3,305	0	▲ 130	▲ 822	0	0	0	0	0	0	0	▲ 1,215	▲ 250	▲ 170	0	616	▲ 101

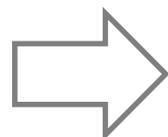
このデータは，公私立大学等の設置認可と収容定員増の認可に関するものであり，届出設置分は含んでいない。

量的規模に関する状況

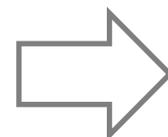
(8) 大都市抑制の廃止前後における地域別学生数

- 昭和51年から平成14年にかけては、東京23区が全国に対する割合で半減した一方、東京を除く南関東やその他地域における学生数割合が増加。
- 平成14年以降は、他の地域と比べ、東京23区の学生数の全国に占める割合が伸びている。

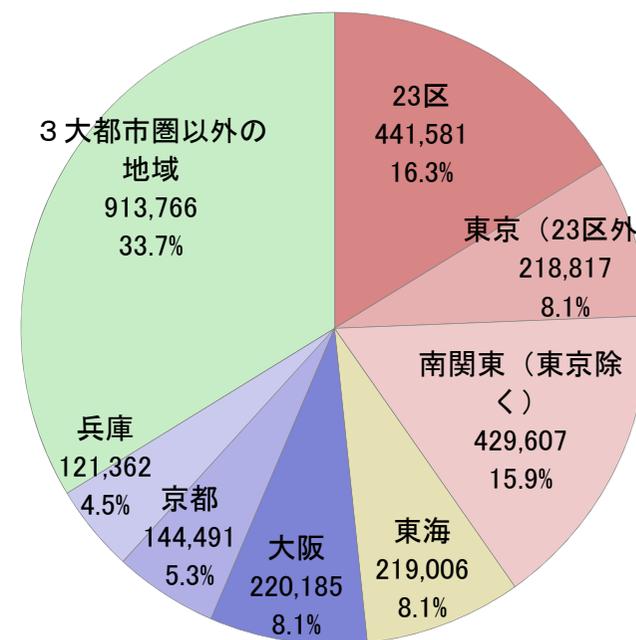
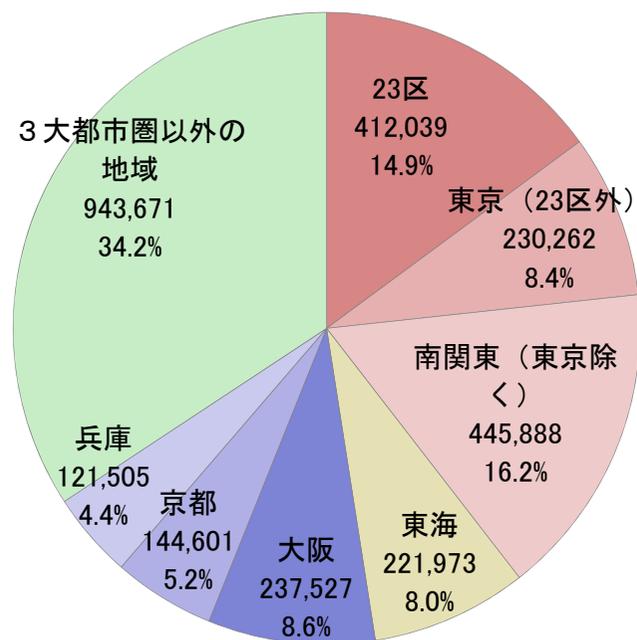
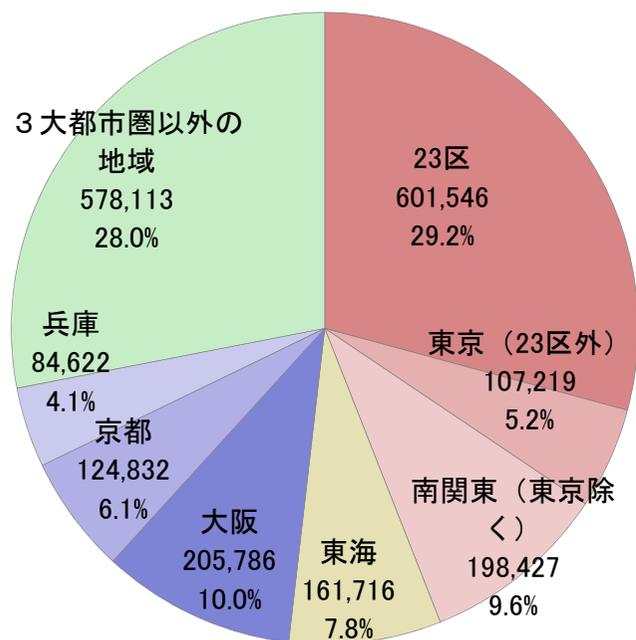
昭和51年学生数
(2,062,261人)



平成14年学生数
(2,757,466人)



平成22年学生数
(2,708,815人)



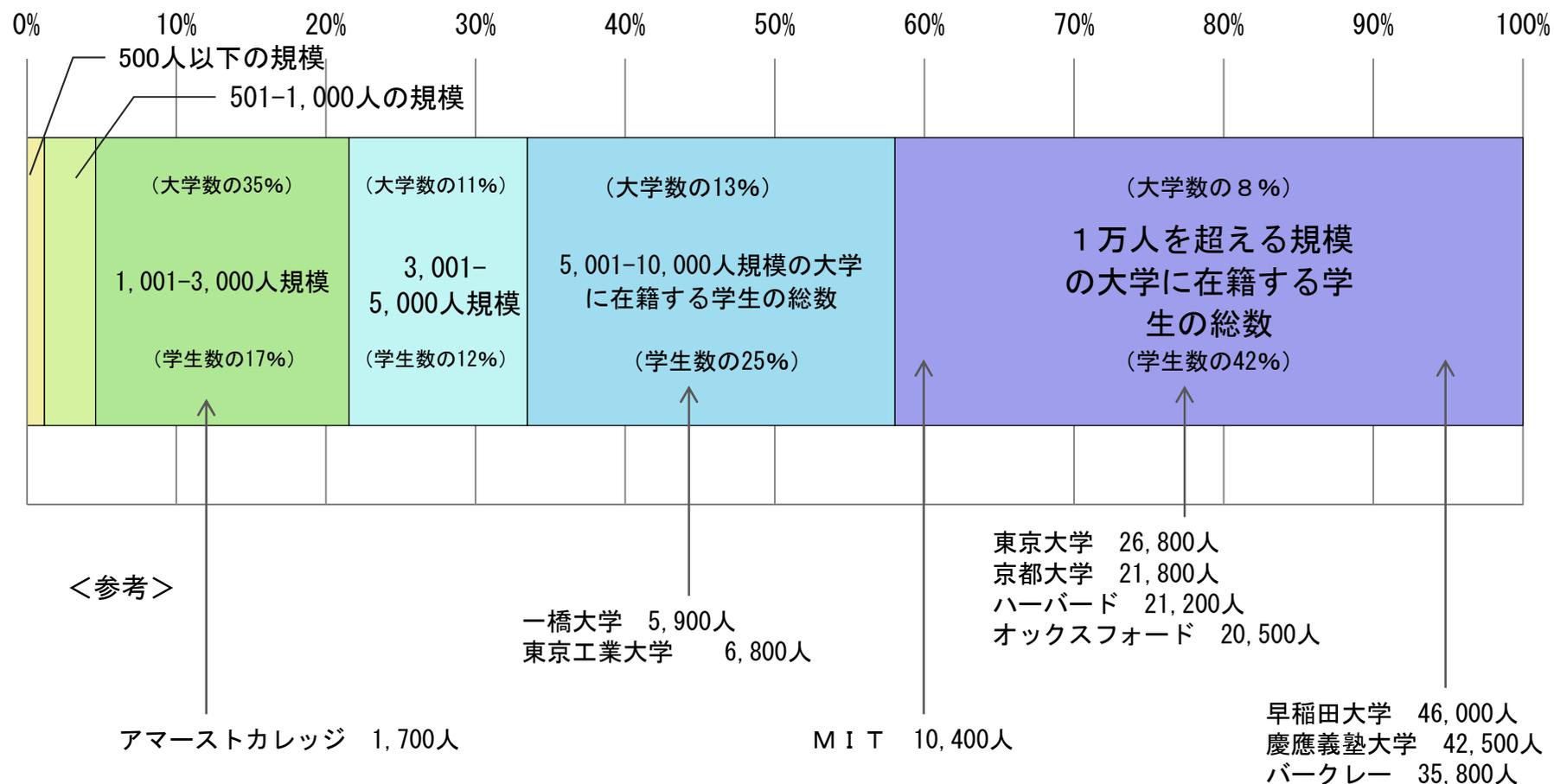
※学生数は、大学の学部学生数と短大の本科学生数の合計
 ※南関東:千葉県, 埼玉県, 神奈川県
 東海:岐阜県, 愛知県, 三重県

量的規模に関する状況

(9) 国公立大学の在学者規模別の学生数

○ 我が国の私立大学のうち、学生数（学部と大学院の合計）が1万人を超える大学（61校、全体の8%）に、全学生数の42%が在籍する。3,001人以上の規模の大学（242校、32%）に78%の学生が在籍する。

私立大学の学生が在籍する大学の規模（平成20年度）



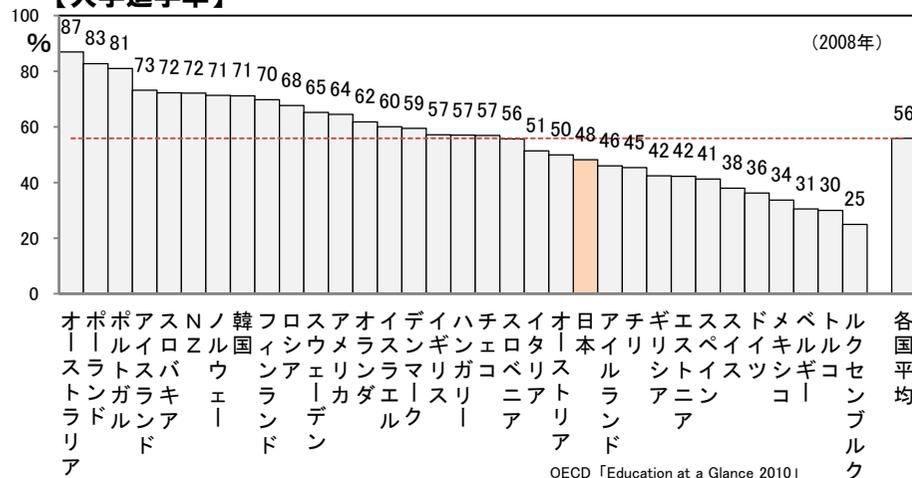
文部科学省「平成20年度学校基本調査報告書」のデータを基に特別編集。各大学の学生数はホームページを参照

量的規模に関する状況

(10) 大学教育の規模に関する国際比較

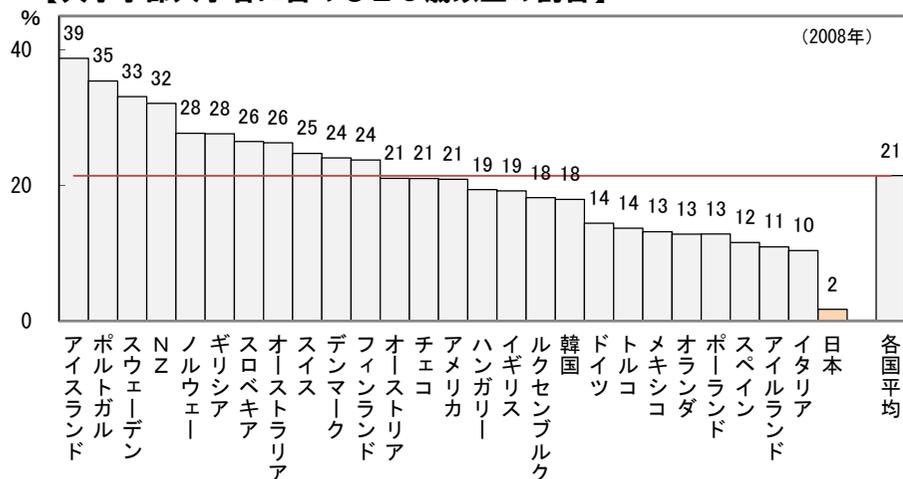
○ 日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない

【大学進学率】



○ 大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD平均21%に対して日本は2%と低い

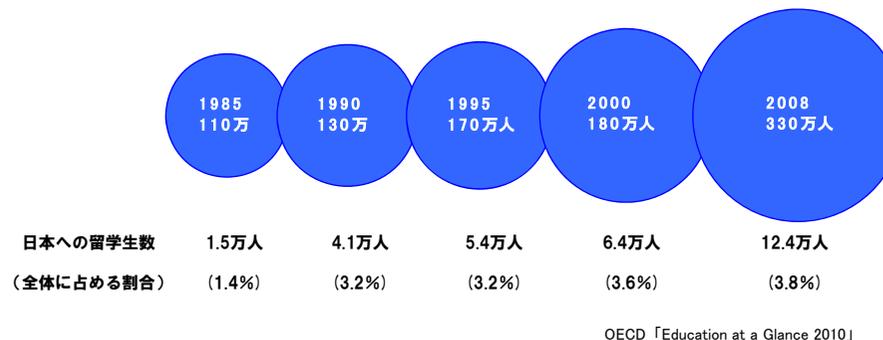
【大学学部入学者に占める25歳以上の割合】



「OECD教育データベース2008年」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数)

○ 25年間で、世界全体の留学生は3倍に増加し330万人。そのうち、日本への留学生の割合は3.8%にとどまる

【世界の留学生数の拡大】



OECD「Education at a Glance 2010」

○ 海外の有力大学では、外国人教員比率は、多くの場合20%を超える。留学生比率も、州立のUCを除くと15~27%

【外国人教員数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
教員数	35.2万	-	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090
うち外国人	1.8万	-	528	112	1,119	839	1,699
割合	5.0%	-	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%

【留学生数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
学生数	365.2万	-	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481
うち留学生	11.8万	-	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667
割合	3.2%	8.5%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%

「Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities」, 「学校基本調査」, 東京大学「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」, 日本学生支援機構「留学生調査2007」, OECD「Education at a Glance 2010」

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(1) これまでの大学改革の俯瞰（教育の質の観点から）

(1) 平成3年の大学設置基準の大綱化

- 18歳人口は平成4年に205万人でピークとなり、その後、減少期を迎える。

【大学審議会答申「大学教育の改善」】

- 大学教育の改善のために、各大学の自主的な努力に期待。
- (ア) 各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう、設置基準を大綱化。
- (イ) あわせて、自己点検・評価の実施を努力義務とし、各大学による自律的な教育研究の改善を促す。
- (ウ) また、学習の充実のため、FD、シラバスの整備を奨励。



(2) 平成10年（1998年）の21世紀を見据えた課題を整理

- 18歳人口は平成5年度以降減少し、当時162万人。

【大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策～競争的環境の中で個性が輝く大学～」】

- 過去10年で大学改革の動きが始まったことは大きな前進だがその進展は各大学により多様であり、また、全体として、改善すべき問題点も少なくない。
- (ア) FDの努力義務を設置基準に位置づけ。
- (イ) 大学情報の積極的提供を設置基準に規定。
- (ウ) 自己点検・評価の実施と公表の義務化、第三者評価システムの導入（国立大学を主たる対象）。
- (エ) あわせて、学部教育の再構築として、責任ある授業運営と厳格な成績評価（GPA等）を奨励。

(3) 平成14年の質保証システムの見直し

- 18歳人口は平成12～14年に150万人で横ばい、その後再び減少期を迎える。

【中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築」】

- 自己点検・評価は定着したが、質保証システム全体としては不十分な状態。また、事前規制から事後チェックの流れ。
- (ア) 設置認可の見直し。
 - ・ 設置認可を事前審査が必要不可欠なものに限定。
 - ・ 設置審査における基準を準則主義化。
- (イ) 規模抑制を原則撤廃（工場等制限法も廃止）。
- (ウ) 認証評価制度の導入。



(4) 平成17年の将来像の提示

- 18歳人口は当時137万人。

【中教審答申「我が国の高等教育の将来像」】

- 平成19年に収容力100%の「大学全入」になると試算（実際は、進学意欲の向上もあり、現在も90%台）。
- 知識基盤社会において、大学を時代の牽引車として変革。
- (ア) 学位を与える課程（プログラム）の重視（人材養成目的の公表、シラバスや成績評価基準の明示を設置基準に規定）。
- (イ) FDの義務化を設置基準に規定。
- (ウ) 情報の一層の積極的な提供を文部科学省から通知で奨励。
- (エ) 各大学が、緩やかに機能別に分化し、教育・研究組織としての経営戦略を明確化できるよう施策展開。

(5) 平成20年の学士課程教育の構築

○18歳人口は当時124万人。

【中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」】

○大学の個性化・特色化は進んだが、大学とは何かという問題意識が希薄化し、大学や学位が保証する能力の水準が曖昧になる懸念が強まる。

→(ア)各大学における3つの方針の明確化を推進（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入）。

(イ)学修成果の参考指針として「学士力」を提示。

- ・ 知識・理解
- ・ 汎用的技能
- ・ 態度・志向性
- ・ 統合的な学習経験と創造的思考力

(ウ)分野別質保証の検討の必要性



(6) 平成20年の「教育振興基本計画」

○OECD諸国など諸外国の公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保することが必要。

○国は、各大学の自主的な取組を促すため、必要な制度改正や各種の情報の提供等に取り組む。また、この5年間に高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる。



(7) 平成20年の諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた現在の大学分科会の議論へ

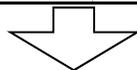
1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(2) 質保証に関する国際的な動向

(1) 質保証に関する各国の仕組み

- アメリカは、事後評価としてのアクレディテーションを重視。
- ヨーロッパでは、事前チェックとしての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可 (大学設置・学校法人 審議会の審査)	州政府による認可	国による認可(QAA, (Quality Assurance Agencyの審査)	学位授与権を持つ大学 は国立のみ	州政府による認可(州 立大学と同程度の水準 を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体 による機関評価	民間のアクレディテー ションによる評価	①QAAによる機関評価 ②HEFCEによる研究評価	大学評価委員会(CNE)に よる機関評価	民間の適格認定による 機関別・課程別評価
事後評価結果 の活用	大学と国に通知・一般 に公表	連邦政府奨学金や科研 費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知



(2) 各国の質保証の取組に関する国際的なガイドライン

- 2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」“Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education”により、各国政府が、それぞれの責任で大学教育の質を保証することが国際的に承認。
- また、各国には、それぞれの大学制度の仕組みの透明性の向上や、各大学の活動に関する情報公表を進めることが要請。

(3) 国を超えた国際的な連携の動き

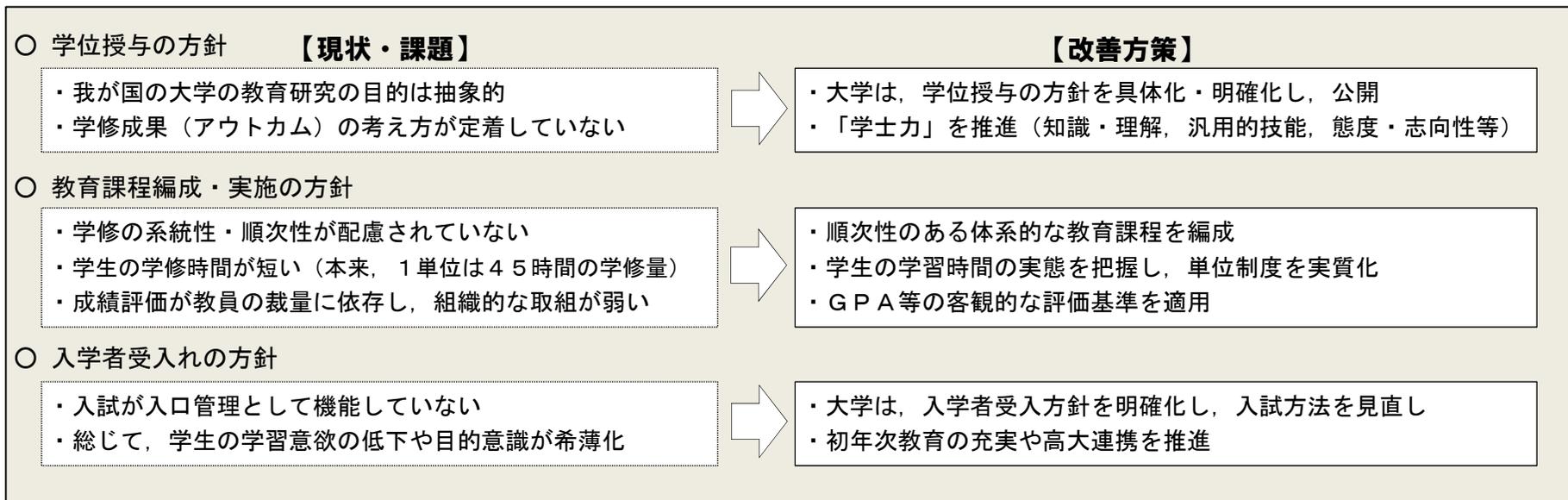
- 欧州では、「欧州高等教育圏」として、大学教育の質保証制度が進展。さらに非EU諸国の参加の拡大。
 - (ア) 各国の学位制度を「学士、修士、博士」の3段階に整理し「欧州高等教育圏内の包括的な資格制度」と対応する。
 - (イ) 流動性の促進のため、ビザ・在住許可・就労許可制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
 - (ウ) 海外の学位への正当な評価のため、単位互換や累積単位制度を促進。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
 - (エ) 質保証制度のため、「質保証の基準・ガイドライン」を設け、内部質保証と第三者評価を各国に要請。

- アジアでも、日本のイニシアチブにより、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足。
 - ・ 3カ国の大学、質保証機関、産業界等から有識者が出席し、各国の多様性を前提としつつも、単位互換等が質を保証する形で進むよう検討を開始。
 - ・ 将来的には、日中韓の3カ国にとどまらず、東南アジア諸国の参加も呼びかけるオープンな枠組みを念頭。

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(3) 学士課程教育（学部教育）における質の保証と向上

①中央教育審議会では、各大学に、学士課程教育（学部教育）において、3つの方針の明確化を提言（平成20年）



②各大学では、教育の質を保証し、さらに向上させる取組が推進

- (例)
- 学部・学科の教育研究目的の明示を義務化(H20～)
※教育研究目的を定める大学：H18年 59%→H20 93%の大学
 - シラバスを公表、成績評価と卒業認定の客観性・厳格性を確保するよう義務化(H20～)
※シラバスを作成・公表する大学：H20 96%
 - ※GPAにより厳格な成績判定を行う大学：H12年 10%→H20年 45%
 - 教員の教育面の業績評価が進展
※H16年 28% → H20年 47%の大学が実施
 - 7年ごとに全大学が外部評価（認証評価）を実施(H16～)
※H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表

③国は、各大学の優れた事例GP (Good Practices) を支援

- (例)
- 情報環境整備による成績評価の厳格化
 - eラーニングと対面授業によるブレンディッド学習
 - きめ細かい学生サポートの充実
 - 産学協力による専門人材の育成
 - 体系的な教育課程に基づく、大学院教育の実質化
 - 学生の卒業後の自立の観点からの就業力の育成

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(4) 大学院における教育の実質化

(中央教育審議会「グローバル化社会の大学院教育(答申)」(平成23年1月))

<検討の経緯>

- 平成17年に、中央教育審議会答申は「新時代の大学院教育(答申)」で、大学院教育の実質化(教育課程の組織的展開の強化)と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」を策定して、大学院教育の質的向上を推進。
- その後、約5年が経過し、国内の大学院の中から、約430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方策を検討。

<検証結果>

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。

一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分、また、博士課程では、体系的な教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。



<改善の方向性>

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

学位プログラムとして、修得すべき知識・能力を明確にした教育を通じて、学生の質を保証

教育情報の公表による大学院教育の「可視化」

コースワークから研究指導に有機的に繋がる体系的教育

優れた学生が大学院で学ぶ環境の整備(経済的支援)

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制

産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

2. グローバルに活躍する博士の養成

課程を通じ一貫した博士課程教育を確立し、グローバルに活躍する高度な人材を養成

創造的な研究活動を自立して遂行できる一貫した博士課程教育

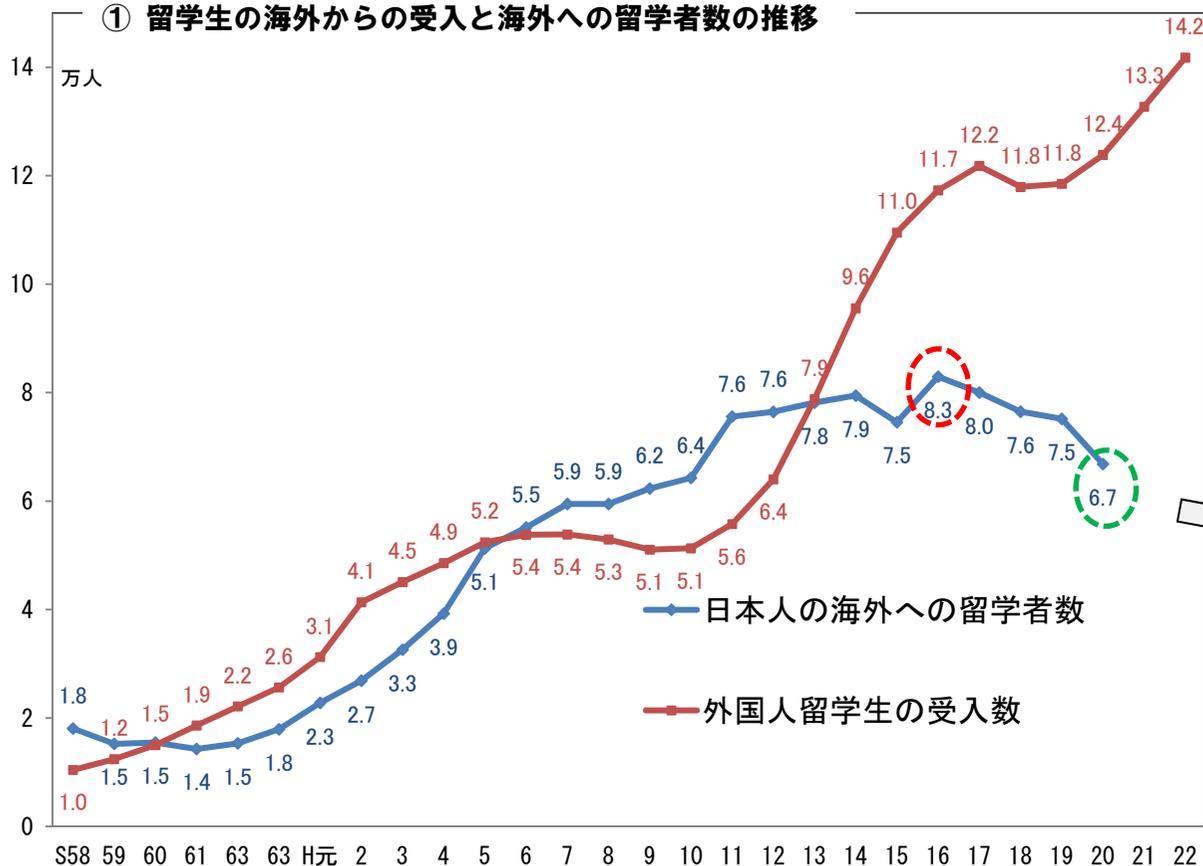
成長を牽引する世界的な大学院教育拠点(リーディング大学院)

日本人・外国人学生の垣根を越えた協働教育の推進

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(5) 留学生交流の進展

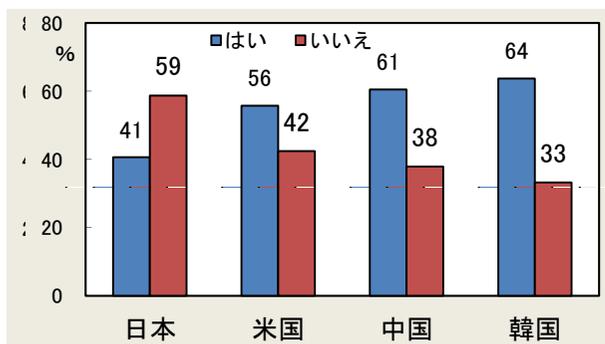
① 留学生の海外からの受入と海外への留学者数の推移



② 日本人学生の主な留学先

	H16	H20	増減
アジア	21,852	20,636	△ 1,216
中国	19,059	16,733	△ 2,326
韓国	914	1,062	148
台湾	1,879	2,182	303
ヨーロッパ	12,995	10,704	△ 2,291
イギリス	6,395	4,465	△ 1,930
ドイツ	2,547	2,234	△ 313
フランス	2,337	1,908	△ 429
オセアニア	4,085	4,025	△ 60
アメリカ	42,215	29,264	△ 12,951
計	82,945	66,833	△ 16,112

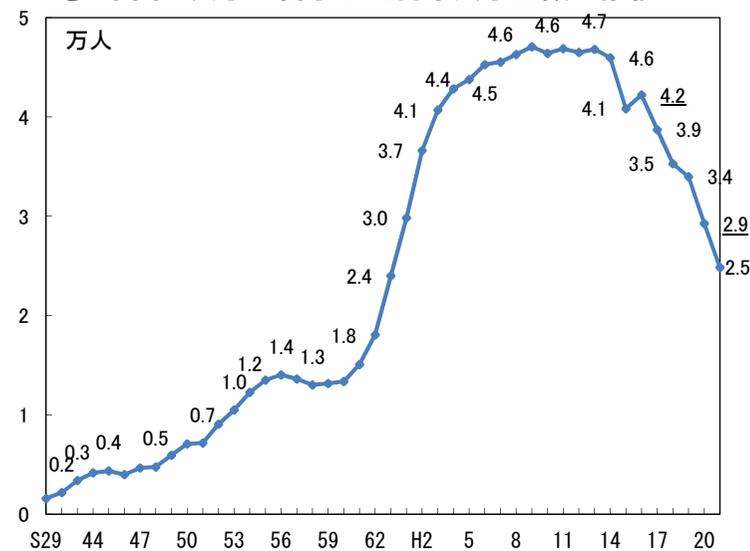
④ 「もし可能なら外国へ留学したいか」



受入：文部科学省，日本学生支援機構調べ
派遣：OECD，IIE，ユネスコ文化統計年鑑等

「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較」(日本青少年研究所，2009年2月)

③ 米国の大学に留学した日本人学生数の推移



Open Doors (米国国際教育研究所)

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(6) 大学生の「就業力」の育成を図る取組

- 大学教育を通じた「就業力」の育成，とりわけ，働く意欲や，職業生活を通じて持続的に自己を向上させていく意欲・能力を培い，また，職業生活に必要な言語理解力・表現力，論理的思考力等を育むことが求められている。
- そこで，「大学の就業力向上プラン」をとりまとめ，体系的な施策を推進している（平成22～26年度）。

① 教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度の実施

すべての大学で，教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取組及びそのための実施体制の整備を推進する（平成22年2月に大学設置基準を改正し，平成23年度から実施）。

② 教育課程内外を通じた学生の就業力育成に向けた取組の充実

入学から卒業まで全学的・体系的な指導等を総合的に実施されるよう，支援を進める。

- 例) ・ キャリア志向を高めるため，体系的な教育課程の編成や授業科目の設定，将来の進路を見通した履修指導等
- ・ インターンシップ，実習，問題解決型学習等の実践的な教育の充実，課外活動等を含め学生生活全体を通じた能力の定着
- ・ きめ細かな就職相談やカウンセリング，就職情報の提供等の充実
- ・ これらを実施するための全学的な実施体制の整備

③ 大学院の人材養成機能の強化

就業力育成の観点を含め，大学院教育の充実のための支援方策を体系的に実施する。また，多様なキャリアパスの構築に向けた産学間のマッチングなど，大学院生の就業を促進。

- 例) ・ 人材養成目的や修得すべき知識・能力の内容の明確化と，これに沿ったコースワークから研究指導へ有機的なつながりを持った体系的な大学院教育の確立
- ・ 産学が継続的に協議する機会の充実等を通じた産学連携による博士課程の強化と，企業や試験研究機関等の社会の多様な場へのキャリアパスの確立
- ・ 語学・コミュニケーション能力を備え，高い国際感覚をもったグローバル人材の養成
- ・ 大学院生（特に博士課程学生）への就職支援の強化

④ 就職支援体制の充実

就職相談部門の強化や相談・支援スタッフの確保など，充実した就職支援体制を普及促進。

- 例) ・ 就職相談員の配置，就職情報ネットワークの強化
- ・ ハローワークとの連携による就職情報の提供
- ・ 就職が決まらないまま卒業した者への支援の実施

⑤ 産学連携等による就業力育成の推進

人材育成の強化に向けた全国的な産学間の協議を充実し，個人の学修成果が様々な場で評価・活用される仕組みづくりを推進。

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(7) 公的な質保証システムの改善

○ 政府全体の「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、設置基準の見直し(H15)、設置認可での量的抑制の原則撤廃と準則主義化(H15)、認証評価の開始(H16)がなされ、また、専門職大学院の発足(H15)等が見られたが、その後の状況を踏まえた見直しが課題。

① 国における設置基準の基準性の明確化

- (ア) 施設・設備の基準の明確化
 - ・ 「運動場」「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」を必要としない場合の代替措置と関連する基準の整理。
- (イ) 独立大学院の基準の明確化
 - ・ 大学院のみを置く大学は「特別の必要がある場合」に設置できることとされるが、その場合の要件の具体化。
- (ウ) 専門職大学院の見直し
 - ・ 専任教員を、他の学位課程の必置教員数に算入することを認める特例が平成25年度で終了するため、その取扱い。
 - ・ 専門職大学院の「実務家教員」の取扱いの再検討。
- (エ) 短期大学設置基準の在り方
 - ・ 身近な高等教育の一つとして、地域との協力を通じて多様な学習機会を提供しており、その設置基準の在り方。
- (オ) 学位に付記する専攻名等の在り方
- (カ) 海外の大学とのダブル・ディグリー等の連携の促進

② 国における設置認可審査の一層の改善

- ・ 学生確保の見直し等を踏まえた検討
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置制度における学際分野の要件・学年進行中の取扱い
- ・ 専門職大学院の認証評価の特例制度の廃止に関連する取扱い

③ 認証評価機関における認証評価の一層の改善

- (「認証評価機関連絡協議会」を通じた運用の改善を期待)
- ・ 評価の内容・方法の充実
- ・ 認証評価の一層の効率的な実施
- ・ 各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点
- ・ 国際的な対応

④ 大学教育のグローバル化に関する課題

- ・ 我が国の大学が、国内外に開かれたシステムに転換していくための対応（教員の募集等の流動性、学生募集、教育課程）
- ・ 通学制と通信制を分けて規定している現行の設置基準の在り方（オープンコースウェア等の国際的な活動が積極的に展開されている現状も踏まえた検討）。

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(8) ① 世界的な大学ランキングへの関心の高まり

○ いわゆる大学ランキングには、民間のものを含めて様々なものが存在する。

そのうち英国のTIMES紙の高等教育別冊(Times Higher Education)によるランキングでは、2009年と2010年で順位に大きな変化があった。これは評価の観点・指標の変更によるものであり、必ずしも大学の実力が直ちに变化したことを意味しない。

○ ただし、Times Higher Educationは、各国の大学への公財政への重視や、アジアにおける中国・香港・台湾・韓国の躍進を取り上げながら、日本の存在感の低下に言及し「大学の国際化がうまくいかなければ、長期的には問題になる懸念がある」旨の識者のコメントを掲載している。

【2009年と2010年の200位以内のアジアの大学数の変化】

	2009年	2010年
日本	11大学	↘ 5大学
中国	6大学	→ 6大学
韓国	4大学	→ 4大学
香港	5大学	↘ 4大学
台湾	1大学	↗ 4大学

【2009年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 ケンブリッジ大学(英)
- 3 イェール大学(米)
- 4 UCロンドン(英)
- 5 インペリアル・カレッジ(英)
- 5 オックスフォード大学(英)
- 7 シカゴ大学(米)
- 8 プリンストン大学(米)
- 9 マサチューセッツ工科大学(米)
- 10 カリフォルニア工科大学(米)

- 22 東京大学
- 24 香港大学(香港)
- 25 京都大学
- 35 香港科技大学(香港)
- 43 大阪大学
- 46 香港中文大学(香港)
- 47 ソウル国立大学(韓国)
- 49 清華大学(中国)
- 52 北京大学(中国)
- 55 東京工業大学
- 69 韓国科学技術院(韓国)
- 92 名古屋大学
- 95 国立台湾大学(台湾)
- 97 東北大学
- 103 復旦大学(中国)
- 124 香港城市大学(香港)
- 134 浦項工科大学(韓国)
- 142 慶應義塾大学
- 148 早稲田大学
- 151 延世大学(韓国)
- 153 上海交通大学(中国)
- 154 中国科技大学(中国)
- 155 九州大学
- 168 南京大学(中国)
- 171 北海道大学
- 174 筑波大学
- 195 香港理工大学(香港)

【2010年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 カリフォルニア工科大学(米)
- 3 マサチューセッツ工科大学(米)
- 4 スタンフォード大学(米)
- 5 プリンストン大学(米)
- 6 ケンブリッジ大学(英)
- 6 オックスフォード大学(英)
- 8 カリフォルニア大学バークレー(米)
- 9 インペリアル・カレッジ(英)
- 10 イェール大学(米)

- 21 香港大学(香港)
- 26 東京大学
- 28 浦項工科大学(韓国)
- 37 北京大学(中国)
- 41 香港科技大学(香港)
- 49 中国科技大学(中国)
- 57 京都大学
- 58 清華大学(中国)
- 79 韓国科学技術院(韓国)
- 107 国立清華大学(台湾)
- 109 ソウル国立大学(韓国)
- 111 香港バプティスト大学(香港)
- 112 東京工業大学
- 115 国立台湾大学(台湾)
- 120 南京大学(中国)
- 130 大阪大学
- 132 東北大学
- 149 香港理工大学(香港)
- 163 国立中山大学(台湾)
- 171 中山大学(中国)
- 181 国立交通大学(台湾)
- 190 延世大学(韓国)
- 197 浙江大学(中国)

(参考)
【2010年の400位以内】

- 206 名古屋大学
- 217 東京医科歯科大学
- 240 首都大学東京
- 261 筑波大学
- 293 北海道大学
- 294 九州大学
- 317 徳島大学
- 327 大阪市立大学
- 332 千葉大学
- 335 広島大学
- 352 早稲田大学
- 354 慶應義塾大学
- 359 神戸大学
- 359 岡山大学
- 369 新潟大学
- 371 金沢大学
- 377 横浜国立大学
- 379 豊橋技術科学大学
- 380 横浜市立大学
- 382 東京理科大学
- 389 長崎大学
- 396 大阪府立大学

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(8) ② "Times Higher Education"による大学ランキングの評価項目の変更

- 2010年のTimes Higher Educationの新たな評価指標は、従来の6項目から、13項目に細分化されており、その際、以下のような変更がされている例：
 - 大学財政に関する指標が全体の約1割を占める
(従来は財政は指標に含まれなかった)，
 - 「論文引用」で、学問分野の特性が調整されるとともに、評価での重み付けが増加 (20%→32.5%)
- 「論文引用」については、評価の詳細な観点・指標が明らかになっていないが、従来、国際競争力のある理工系により上位に来ることができた大学でも、今回、学問分野が6つ (人文、社会、医療、工学、生命、物理) に分割され、均等な重みを持つことになったことが影響しているとの指摘がある。

【Times Higher Educationによる解説】

- 今回のランキングでは、1位のハーバード大学を筆頭に、米国が上位5位を独占した。経済危機にもかかわらず高い水準の教員給与と、トップ大学における国際的な環境を受けて、米国の大学に世界中の優れた者が集まってくる。
- 米国の高等教育への投資は他国の2倍以上。OECD諸国が平均でGDP比1.5%を投じるが、米国では3.1%に及ぶ。
- 一方、香港 (ランキングの上位200位中に4大学)、中国 (同6大学)、台湾 (同4大学)、韓国 (同4大学) などの大学はランキング順位を上げている。韓国は、数十億ドル規模を投じる“world-class university project”の効果が出てきている。
- 今回のランキングではアジアの大部分の強さが目立つ一方、日本のポテンシャルの弱さも明らかになった。日本の大学で100位以内にあるのは東大と京大の2校のみ。

(<http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2010-2011/analysis-usa-top-universities.html> より抄訳)

2009年までの評価指標

- ①各国研究者の評価 (40%)
- ②雇用の評価 (10%)
- ③学生当たり教員比 (20%)
- ④教員当たり論文引用 (20%)
- ⑤外国人教員比 (5%)
- ⑥外国人学生比 (5%)

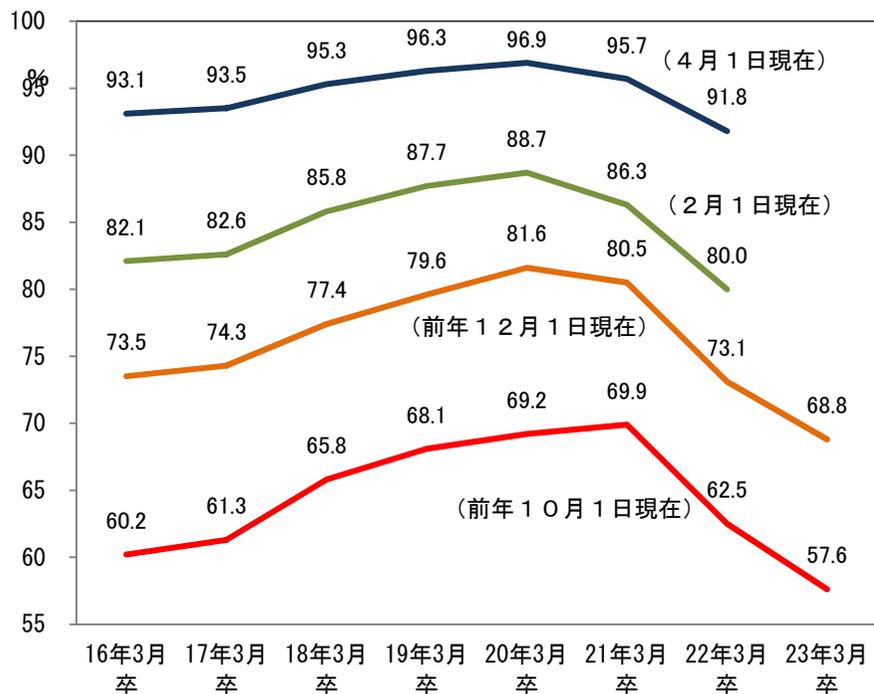
2010年の新たな評価指標

- ①教育 (30%)
 - 研究者による評価 (15%)
 - 教員当たり学部学生数 (4.5%)
 - 学士授与数当たり博士授与数比率 (2.25%)
 - 教員当たり博士授与数 (6%)
 - 教員当たり収入 (2.25%)
- ②論文引用 (学問分野の違いを調整) (32.5%)
- ③研究 (30%)
 - 研究者による評価 (19.5%)
 - 教員当たり研究収入 (5.25%)
 - 教員当たり論文数 (4.5%)
 - 研究収入中の公的資金の割合 (0.75%)
- ④国際 (5%)
 - 外国人教員比率 (3%)
 - 外国人学生比率 (2%)
- ⑤産学連携 (2.5%)
 - 教員当たり産学連携収入 (2.5%)

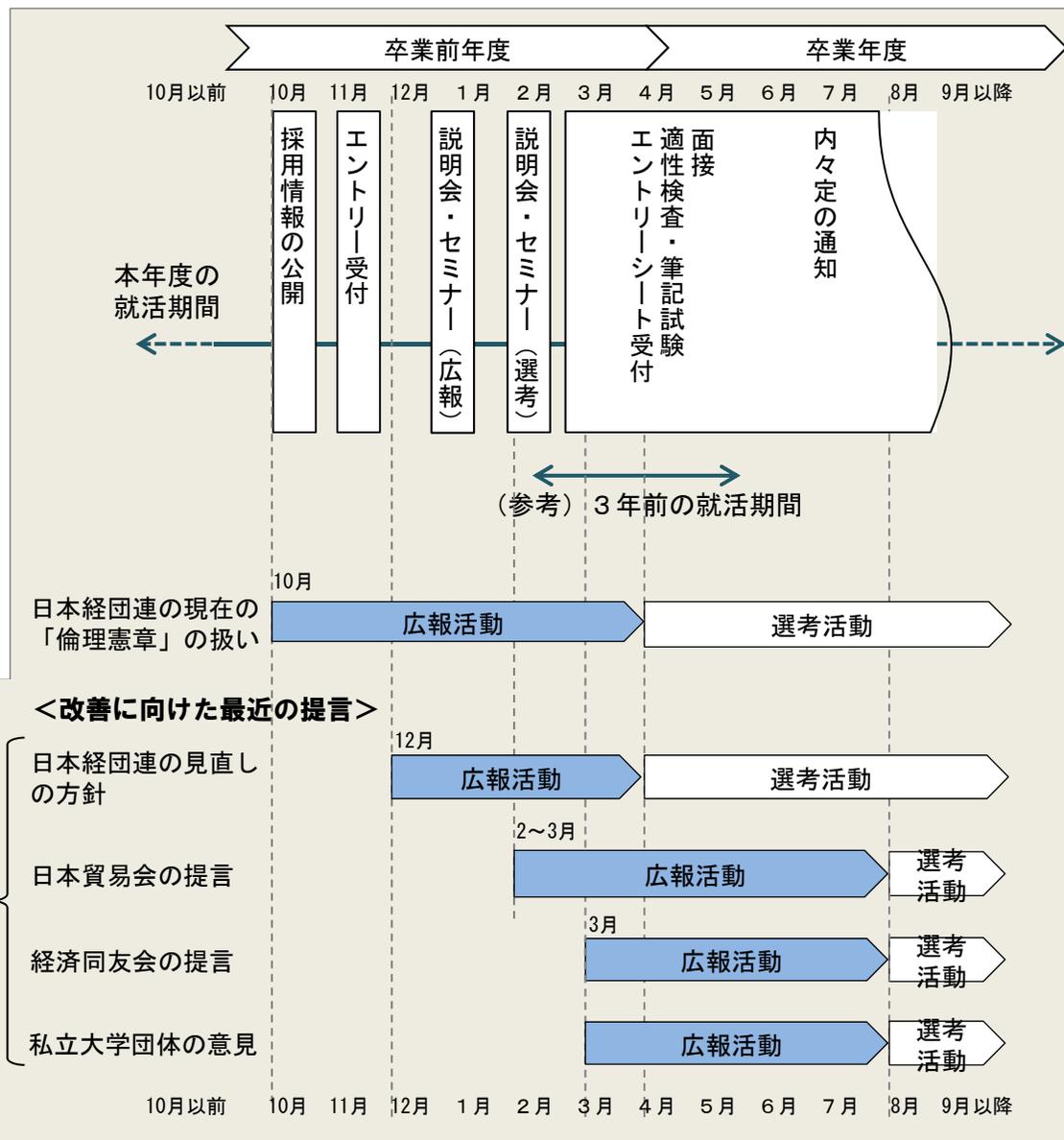
1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(9) 就職活動をめぐる状況

① 就職（内定）率の推移（大学）



② 採用活動が早期化・長期化は大学教育に支障



<適正な就職活動への取組>

- 平成22年10月
文部科学大臣，厚生労働大臣，経済産業大臣の連名で，経済団体に採用に関する要請
- 平成22年11月，平成23年2月
経済団体と大学関係者により，「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」を開催

<改善に向けた最近の提言>

- 日本経団連の見直しの方針
- 日本貿易会の提言
- 経済同友会の提言
- 私立大学団体の意見

1. 教育の質の保証・向上の推進方策

(10) 教育情報の公表の促進

(2) 各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 (大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成)
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部，学科，課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業者数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 (キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とそのため の施設，休息を行う環境，主な交通手段等)</p> <p>(8) 授業料，入学料その他の費用徴収，寄宿舍・学生寮等の費用， 施設利用料等</p> <p>(9) 学生の修学，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障 害者支援等の様々な学生支援を含む）</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのよう なカリキュラムに基づき，どのような知識能力を身に付けるか）</p>	<p>○外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率，学位授与件数</p> <p>○ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況）</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準 ・修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程</p>

2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(1) 機能別の分化による各大学のミッションの明確化

○ 大学の機能別分化が進展する中で、各大学が、どのような教育研究を目指すのか、そして、その取組状況がどうなっているか外部から十分に見えるよう、機能別の評価の具体化が課題。

① これまでの提言と施策

【平成17年の中央教育審議会の指摘】

- 各大学は様々な機能を併有している。
 - ①世界的な研究・教育拠点,
 - ②高度専門職業人の養成,
 - ③幅広い職業人の養成,
 - ④総合的な教養教育,
 - ⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究,
 - ⑥地域の生涯学習機会の拠点,
 - ⑦社会貢献（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

○ その上で、今後、各大学が、これらの機能にどう比重を置くかによって分化すると想定。（大学が7つに種別化することではない）

【関連する施策の例】

- 国公立を通じた大学改革支援
 - ・ COE (Centers of Excellence) (我が国を代表する教育研究拠点)
 - ・ GP (Good Practices) (他大学にも普及すべき教育活動)
- そのほか、国立大学の組織・業務全般の見直しや、私学助成の特別補助を通じて、大学の機能別分化に対応
- 大学間の連携を促進する仕組みを整備（次ページで説明）

② 今後の課題

【各大学の教育研究状況（プロフィール）の積極的な発信】

- ・ 各大学の多様な個性・特色が、どう具体化されているか、大学の“強み”を「プロフィール」として社会に分かりやすく示す仕組み。

【こうした各大学の“強み”を積極的に評価】

- ・ 国立大学法人評価、認証評価、そのほかの仕組みを組み合わせた方策を検討。
- ・ この1月には、認証評価の評価機関が協議会が発足しており、よりよい評価に向けた検討も進展。

○ その際、

- ・ 大学の実際の活動は、7種類だけで分けられるものではなく豊穡な活動が展開される。「種別化」や単一尺度の「ランキング」では、大学の实力は見えない。
- ・ したがって、類似の機能に重点を置いた大学でも、具体的な教育研究活動の姿は大きく異なる。例えば「地域貢献」の方法は、大学の特徴や地域の状況に応じて千差万別。

○ 自己点検・評価や、教育情報の公表の取組とあわせて、各大学の創意工夫による情報発信に大いに期待。

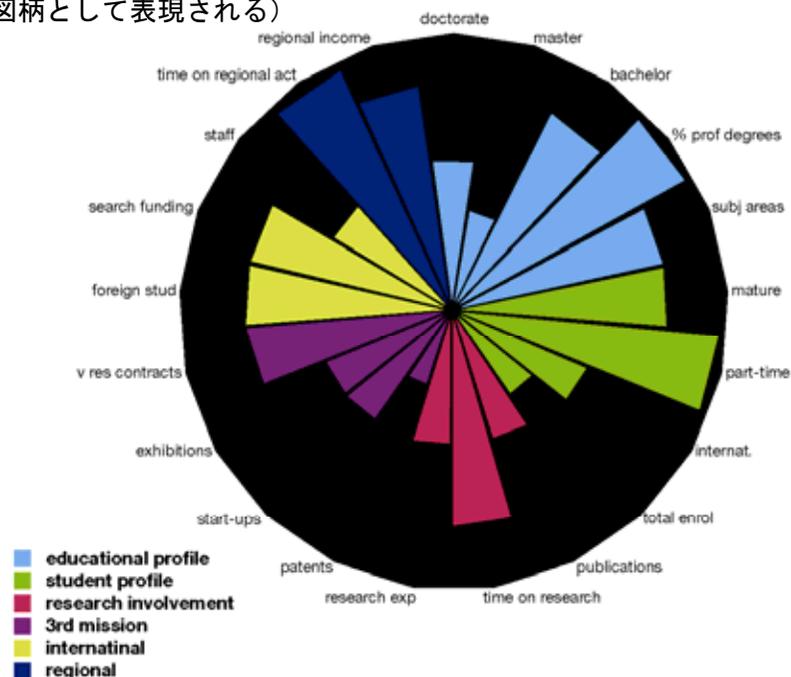
2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(2) 参考①：欧州のU-Mapの事例

- 欧州では、域内の大学の多様性を踏まえ、学生や産業界への情報提供の観点から、各大学の活動を可視化するための手法の開発が求められており、2005年から欧州委員会の支援を受けて「欧州高等教育分類」(European Classification of Higher Education Institutions)の検討が進展。
- 各大学から情報の提供を受けてデータベースを整備し、学生の構成や、どのような活動に重点を置いているかレーダーチャート等の形式で表示し、大学間の比較が可能なようにする検討が進んでいる。

【公表イメージ例】

(大学がどのような機能に重点を置いているかによって、異なる図柄として表現される)



【U-Mapで表示される情報】

教育

- ・博士・修士・学士のどの段階に重点を置くか
- ・特定分野に限定した大学か、総合大学か
- ・一般的な教育か資格等と連動した教育か
- ・教育費の規模の程度

学生

- ・成人学生の占める割合の程度
- ・パートタイム学生の占める割合の程度
- ・遠隔教育の課程の占める学生の割合の程度
- ・学生数に着目した大学規模

研究環境

- ・研究活動の活発の程度
- ・博士の授与権数の程度
- ・研究費の規模の程度

知識移転

- ・新規開業企業の設置
- ・パテント件数
- ・文化活動
- ・知識移転に係る収入の規模

国際活動

- ・海外の学位の取得を目指す学生数
- ・海外からの受入学生数
- ・海外への派遣学生数
- ・外国人教員の占める割合
- ・海外からの収入の重要度

地域貢献

- ・卒業生のうち地域で働く者の占める割合
- ・入学者のうち地元出身者の占める割合
- ・地域からの収入の重要度

2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(2) 参考②：イギリスの「大学成果指標」(Performance Indicators)の事例

- イギリスでは、各大学の出資により設立した大学団体が、大学統計を収集・整理しており、全大学の
 - ・ 学生数（課程別・分野別・男女別等）
 - ・ 教員数（分野別・男女別等）
 - ・ 収入と支出の内訳
 などが一覧表形式で公表されている。
- 加えて、大学団体やファンディングカウンシルにより、各大学の教育研究活動の成果指標(Performance Indicators)が毎年、公表されている。

【項目】

- ・ 多様な学生の受入拡大への取組（公立学校出身者、経済的困難な者、障害を持つ者の受入状況）
- ・ 中途退学率
- ・ 卒業率
- ・ 研究活動（博士課程授与数、教員当たり研究収入）
- ・ 卒業後の就職率
- こうした指標は、大学の多様性への考慮を意識しており、大学ごとに算出されたベンチマークとあわせて公表されており、大学間の単純なランキングにならないよう設計されている。
- これらは、大学としての説明責任と教育の質の向上を果たすことを目的として行われており、各大学が、公財政を受ける前提とされる（予算配分額への反映はない）。

例：「大学活動指標」における中途退学率のデータの公表の取扱い（他の項目も同様の取扱い）

- ケンブリッジ大学では、中途退学率は、ベンチマーク(2.9%)より、実際の値(0.8%)の方が低い。
- また、バーミンガム・シティ大学でも、中途退学率は、ベンチマーク(10.0%)よりも実際の値(8.3%)の方が低い。
- したがって、2つの大学とも、ベンチマークよりも実際の中途退学率の方が低く、それぞれの学生の特性等を踏まえた取組がなされていると評価できる（両大学の中途退学率(0.8%と8.3%)の値をそのまま比較しても意味がない）。

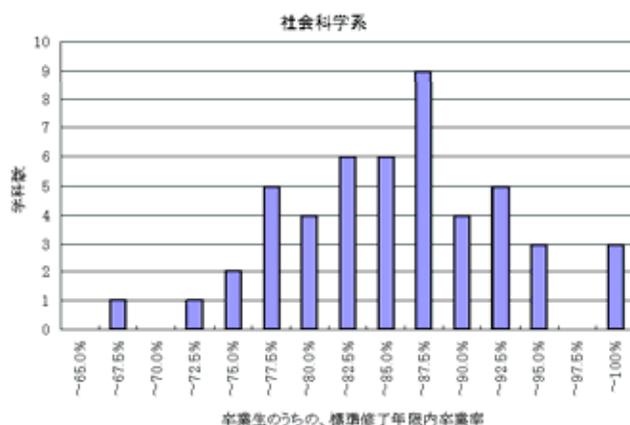
	国内の他の高等教育機関に転籍した者数	国内の他の高等教育機関から在籍していない者数	高等教育機関に在籍していない者の割合		参考：ベンチマーク (%)
			(%)	(%)	
Total UK	261995	7680	18755	7.2	
Anglia Ruskin University	1455	25	150	10.4	9.5
Aston University	1500	70	70	4.7	5.9
Bath Spa University	990	30	50	5.2	7.2
The University of Bath	1660	50	50	3.1	4.0
University of Bedfordshire	1120	30	80	7.2	10.6
Birkbeck College(#3)	0	0	0
Birmingham City University	2365	65	195	8.3	10.0
The University of Birmingham	3980	55	135	3.4	4.1
University College Birmingham	375	5	40	10.5	10.3
Bishop Cateste University College	245	5		6.0	7.7
Dartmouth University	200	60	150	6.4	
The University of Bradford	1400	95	160	11.3	9.1
The University of Brighton	2280	70	190	8.2	7.8
The University of Bristol	2995	35	75	2.4	3.1
Brunel University	2605	135	155	5.9	8.1
Buckinghamshire New University	760	15	70	9.0	11.7
The University of Buckingham	65	0	5	6.3	10.5
The University of Cambridge	2710	20	25	0.8	2.9
Canterbury Christ Church University	1505	45	125	8.2	8.9
The University of Central Lancashire	2825	75	400	14.1	11.1

2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(3) 大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」の調査項目

- 大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」は、現在、国立大学のみを対象とし、国立大学法人評価で活用するとともに、国立大学に対して、その活動の改善に資するためのデータ提供を行っている。データベースの内容は、一般には公表されていない。
- これらをはじめとする既存のノウハウを活用しつつ、我が国の大学制度に適当な情報の活用支援と公表の仕組みづくりが課題。

データベースの活用例
(国立大学の標準修了年限内卒業率)



【データベースで分析できる内容】

●教育水準

分析項目Ⅰ 教育の実施体制

観点1-1 基本的組織の編成

- (1) 学生数の課程別構成
- (2) 入学定員充足率
- (3) 学生構成（女性学生，社会人，留学生）
- (4) 専任教員数，構成，学生数との比率
- (5) 本務教員数構成
- (6) 本務教員の取得学位別の分布
- (7) 本務教員の専門分野別分布
- (8) 兼務教員の数
- (9) 研究員数
- (10) 職員数

分析項目Ⅱ 教育内容

観点2-2 学生や社会からの要請への対応

- (11) 科目等履修生・聴講生

分析項目Ⅲ 教育方法

観点3-1 授業形態の組合せと指導法の工夫

- (12) 海外派遣率
- (13) TA・RA採用状況

観点3-2 主体的な学習を促す取組

- (14) 図書館・設備等
- (15) 図書館・資料等

分析項目Ⅳ 学業の成果

観点4-1 学生が修得した学力や資質・能力

- (16) 進級状況
- (17) 卒業・修了状況
- (18) 学位取得状況
- (19) 資格取得状況

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

観点5-1 卒業（修了）後の進路の状況

- (20) 進学・就職状況
- (21) 職業別の就職状況
- (22) 産業別の就職状況

●研究水準

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

観点1-1 研究活動の実施状況

- (23) 知的財産権の出願・取得状況
- (24) 科研費申請・内定の状況
- (25) 種目別科研費申請・内定の状況
- (26) 競争的外部資金内定状況
- (27) 共同研究の実施及び受入状況
- (28) 外部資金・総収入のうち各研究費
- (29) 受託研究の実施及び受入状況
- (30) 外部資金・総収入のうち各研究費
- (31) 寄附金受入状況

2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(4) 大学間連携の進展

- 機能別分化が進展する中で、各大学が自らの強みを持つ分野に集中・強化しながら、他大学との連携を深め、大学全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが重要。
- 大学による自主的なコンソーシアム形成が進む中で、制度的にも連携を促進する仕組みを整備している。

【コンソーシアムをはじめ自主的な連携の枠組みの形成】

- 大学コンソーシアムは、現在、全国で48団体が活動。
- コンソーシアムが、様々な地域・分野・機能に着目して形成されることは、質保証・向上に契機。
- また、国内でのコンソーシアムだけでなく、海外に拠点を持つ大学が、共同で国際的な活動を展開する事例など、多様な活動が進んでいる。

(参考) 大学間連携のヨーロッパの例

- EU内の大学交流が進展する中で、学生が積極的に大学間を移動し、単位互換により幅広く学修する「エラスムス計画」が展開。
- 「エラスムス計画」に参加する学生数は、年間3,000人(1987年)から19万9,000人(2008年)に拡大。累計で207万人に達する。

【共同利用・共同研究拠点】(平成20年度に制度化)

- 学術研究分野に関し、国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化。
- 現在79の拠点が認定(理学・工学系33拠点、医学・生物学系29拠点、人文系・社会科学系18拠点)。

【教育・学生支援分野の共同利用拠点】(平成21年度に制度化)

- 複数大学が連携して、教育活動や学生支援するための拠点を文部科学大臣が認定。
- 例えば、以下のような活動が想定。
 - ・留学生を対象とした日本語教育センター
 - ・多様な支援機能を備えた学生用宿舎
 - ・大型練習船、演習林、農場、スポーツ施設
 - ・英語教育や情報教育の拠点
 - ・FD・SDセンター

【教育課程の共同実施】(平成22年度に発足)

- 国内の大学が、共同で教育課程を編成・実施し、連名で学位授与を行う仕組みを制度化。
- 共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現。(現在、3つの取組が見られ、今後も多様な取組が構想中)

例：鹿児島大学と山口大学の「共同獣医学部」構想 (平成24年度に向けて)

畜産基地に位置し、高度産業動物獣医療と家畜衛生に強い鹿児島大学と、大都市間に位置し、伴侶動物の高度獣医療や感染症予防・公衆衛生に強い山口大学が連携し、補完的な教育を実践。

2 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策

(5) 大学間連携の取組事例

- 大学間の連携強化により、相互の資源の有効活用による教育研究活動の充実が進んでいる。
- ソフト（教務、研修の合同化）、ハード（キャンパスの拠点施設の共有化）の両面を通じたメリットが期待される。

「ポアイ4大学による連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－」

〔神戸学院大学、神戸女子大学、兵庫医療大学、神戸女子短期大学〕

地元密着型連携

相互に隣接した立地条件を活かし、効率のよい安定した大学経営の実現を目指す

- ・入試広報（オープンキャンパス）、留学生交流事業、資格講座、公開講座の共同実施及び実施に係る事務の連携
- ・食堂、図書館、売店、グラウンド等の施設の相互利用
- ・教養科目の共同開講（平成21年度10科目）

「大学コンソーシアムやまがたを基盤とする地域教育研究機能の強化共育支援体制の構築」

〔山形大学、山形県立保健医療大学、東北芸術工科大学、東北公益文科大学、山形県立米沢女子短期大学、羽陽学園短期大学、山形短期大学、鶴岡工業高等専門学校〕（7校）

広域型連携

地域に関しての共同教育研究の実施と、研究環境整備、産学連携、国際交流における資源や知識の共有

- ・各大学の教育研究資源を活用し「最上川学」を構築
- ・単位互換の拡充及び、連携型カリキュラムの開発
- ・e-ラーニング教育環境の改善
- ・外部資金獲得、コンプライアンスに関する研修の共同実施
- ・知的財産・産学連携に関するコーディネータの配置
- ・米国、アジアとの国際交流事業の共同実施

「北九州学術研究都市連携大学院によるカーエレクトロニクス高度専門人材育成拠点の形成」

〔北九州市立大学、九州工業大学、早稲田大学〕

教育研究高度化型連携

キャンパスを同一エリアに集中させ、連携大学院の設置、施設・設備の共有化を図る

- ・平成21年度に連携大学院を設置
- ・北九州市の支援により「技術開発交流センター」を設置（大学院の授業を実施。購入した設備も可能な限り設置し、共同利用）
- ・図書室、情報処理施設、厚生施設等の共同利用
- ・産学連携フェアの共同開催
- （上記の共同利用施設は、市が所有し、財団法人が管理運営）

「北海道の地域医療の新展開を目指した異分野大学院連携教育プログラムによる人材育成」

〔札幌医科大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、千歳科学技術大学、北海道医療大学〕

教育研究高度化型連携

将来的な共同大学院の創設を目標にして、共通プログラムの構築等資源の共有化を図る

- ・平成24年に共同大学院を設置予定
- ・地域医療共通プログラムの構築（大学院開設に向けて構築中）
- ・単位互換の授業開始（平成22年度実施予定）
- ・広報機能の強化（入試要綱の共同作成）
- ・FD・SDの共同実施（平成21年度、シンポジウムを1回開催）
- ・e-ラーニング実施のためのハード整備

3 大学の組織・経営基盤の強化

(1) 「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（平成22年7月）

○法人化後の状況分析

国立大学法人制度の趣旨や改革理念は、概ね肯定的に評価。法人化後は、管理運営面のみならず、教育・研究・社会貢献等の面も一定の成果を収めつつあるが、なお改善や充実が求められる点が見受けられる。

【教育研究等の状況】

- 教育改革や学生サービスは向上したが、教員減等による負担増が懸念。
 - 人文学分野の教員数は11%減少。
 - 学生当たり教員数は、東大が7.0、ハーバードは4.4。
- 共同研究、競争的資金の獲得額、科学研究費補助金の獲得額は大幅増。一方、研究時間や学術研究論文数は減少。教員の負担増や基礎研究への影響、大学間格差が懸念。
 - 受託研究受入額は平成15年より2.2倍、共同研究受入額は2.1倍へ。
 - 学術研究論文数は17年度から平成20年度で10%減少。
- 社会貢献活動は進展。
- 附属病院では、診療負担の増が懸念。
 - 病院施設整備の長期借入金債務残高が9200億円。

【国立大学法人制度の運用状況】

- 学長のイニシアティブ強化が評価。一方、経営能力の不足、学内の意思疎通の不足との指摘。
- 教育研究組織の見直しについて、柔軟な組織改編が評価。一方、機動的な対応が不足との指摘。
- 裁量労働制の導入や職員の独自採用など、柔軟な人事制度が評価。
- 人件費削減により若手教員減、常勤職員減や、他法人との人事交流の停滞との指摘。
- 予算の柔軟な執行、年度繰越が評価。
- 施設整備の自主財源による整備が可能になった点が評価。一方、老朽化対策のための費用の不足との指摘。
- 目標・計画、実行、評価というサイクルが機能しているとの評価。一方、負担も増加との指摘。

○今後の改善方策

当面は、現状の制度の根本を維持しつつ、必要な改善や充実を図ることが重要であり、3つの観点から改善方策を整理。

①教育研究力の強化

- (国) 教育研究組織の見直しへの支援、学生の就業力向上のための改善支援 等
- (大学) FD活動の充実、大学間連携の推進 等

②ガバナンスの強化

- (国) 新たな評価の在り方や評価人材育成の検討、監事の機能強化、人事交流の在り方の改善 等
- (大学) 様々なステークホルダーとの連携推進、学内手続等の明確化・簡素化 等

③財務基盤の強化

- (国) 運営費交付金の確保、総人件費抑制の見直しの検討 等
- (大学) 学内資源配分ルール of 明確化、管理的経費等の抑制、施設の共同利用 等

3 大学の組織・経営基盤の強化

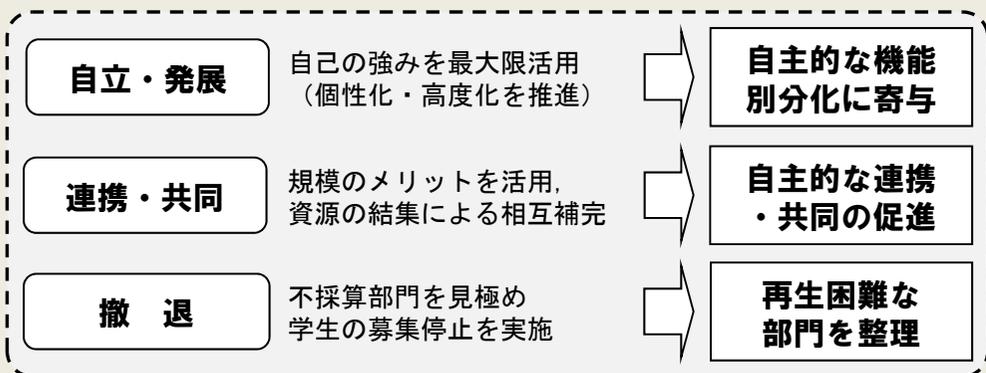
(2) 私学の健全な発展に向けた方策の充実 (平成22年6月の大学分科会で提言)

私学が抱える課題

○若年人口の減少に対応した経営改善の強化が急務 → 質の高い教育研究活動を行うには経営基盤の安定が不可欠

今後の方向性

- 私学自身による経営改善と情報公開を一層促進
 - ・私学は自らの有する資源・機能に着目して目指す方向性を明確化
 - ・経営戦略として情報公開を展開
- 我が国の成長を支える大学の教育研究機能を充実するために公財政措置を充実



支援の柱

1 経営指導・相談の充実

(早期化, 専門性の向上, メニューの拡大等)

- ・私学に対して, 「自立・発展」, 「連携・共同」, 「撤退」など将来的な方向性を早期に判断するよう促す
- ・リーダーズセミナーの全国展開, 専門家の人材バンクを創設, 連携・共同の情報の収集提供
- ・学生の転学システムの構築などセーフティネットを整備

2 多様な機能に応じたきめ細かなファンディング・システムを充実 (私学助成等)

- ・多様な発展を一層促進することができるよう, 基盤的経費の助成を充実
- ・我が国の政策的課題への各大学の個性・特色ある取組を支援

3 情報公開の促進に向けた環境整備

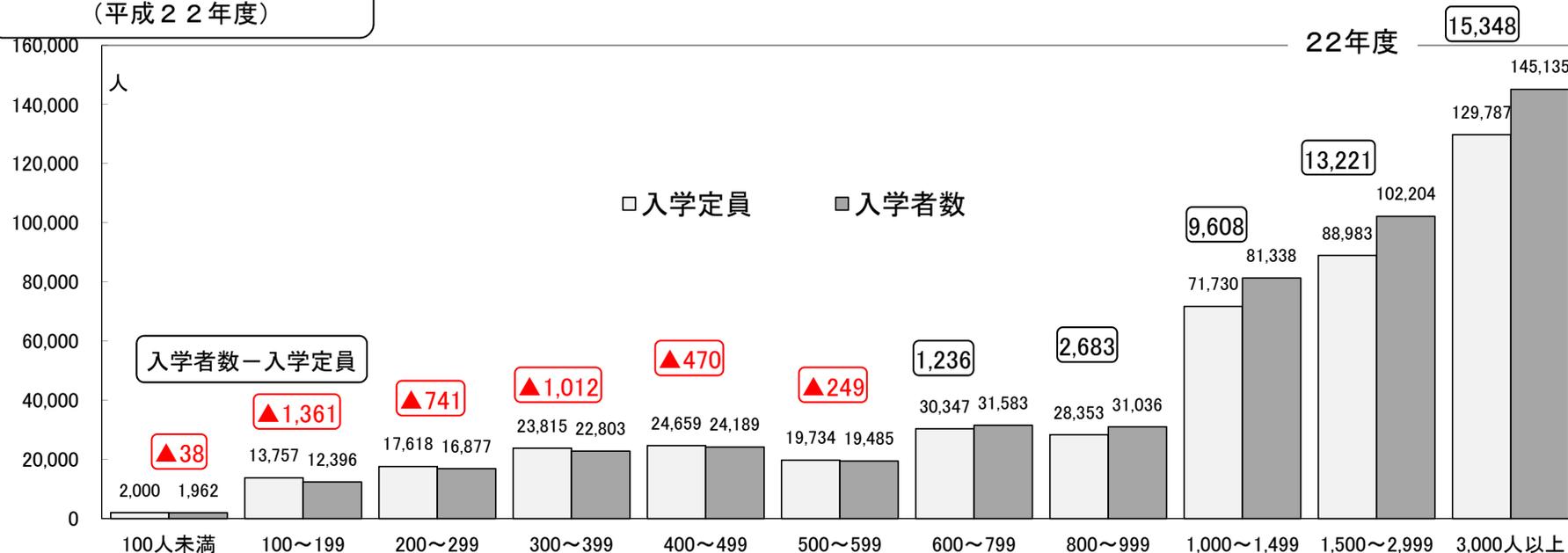
(公開項目の基準作成)

- ・教学情報 (平成22年6月に省令を改正して公開項目を明示)
- ・経営情報 (私学団体で公開項目の考え方を公表)

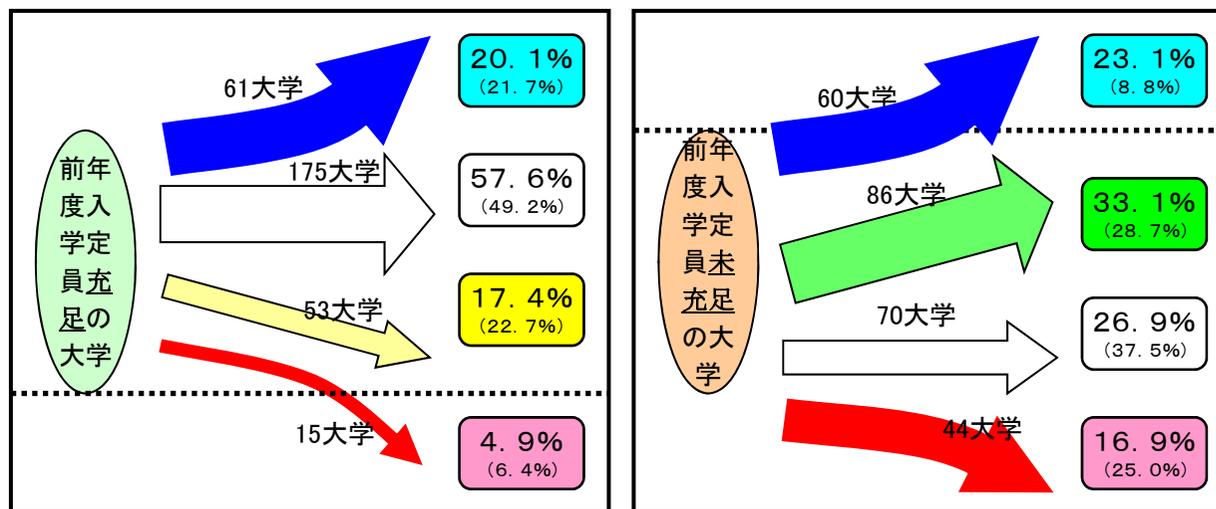
3 大学の組織・経営基盤の強化

(3) 私立大学の入学定員と入学者の状況

規模別入学定員と入学者の状況
(平成22年度)



私立大学の入学定員充足率の改善状況
(平成21→22年度)



3 大学の組織・経営基盤の強化

(4) 大学の再編・統合等の推移

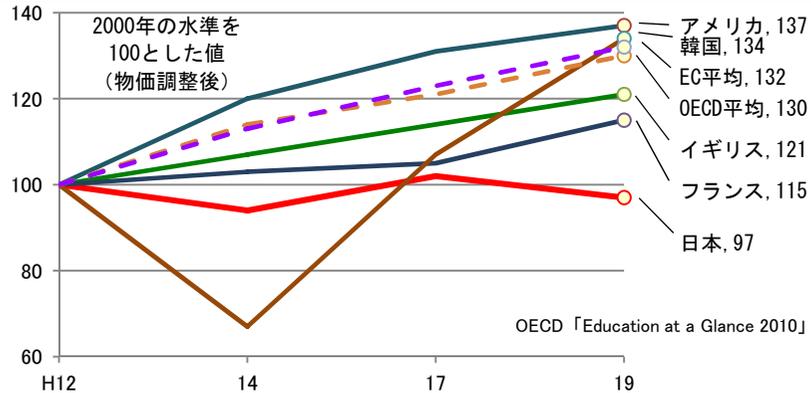
- 平成13年度以降、大学の再編統合や学校法人の合併を通じて、経営基盤の強化を図った例がある。(大学の再編統合: 国立大学; 29校→14校, 公立大学; 18校→7校, 私立大学; 9校→4校 学校法人の合併: 5件)
- 一方、志願者確保困難のため募集停止を行う大学が増加。平成21年度は2校, 22年度は5校(21年8月現在)。

年度	国立大学		公立大学		私立大学				
					再編・統合	募集停止	(参考) 民事再生		
14	4→2	図書館情報大学が筑波大学へ統合 山梨大学と山梨医科大学が統合、山梨大学設置			2→1	大阪国際女子大学が大阪国際大学へ統合			
15	20→10	神戸商船大学が神戸大学へ統合 九州芸術工科大学が九州大学へ統合 東京商船大学と東京水産大学を統合、東京海洋大学設置 福井大学と福井医科大学を統合、福井大学設置 島根大学と島根医科大学を統合、島根大学設置 香川大学と香川医科大学を統合、香川大学設置 高知大学と高知医科大学を統合、高知大学設置 佐賀大学と佐賀医科大学を統合、佐賀大学設置 大分大学と大分医科大学を統合、大分大学設置 宮崎大学と宮崎医科大学を統合、宮崎大学設置							
16			3→1	神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合し、兵庫県立大学を設置					東北文化学園大学
17	3→1	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学が統合し、富山大学を設置	11→4	県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学を統合、県立広島大学設置 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学を統合、首都大学東京設置 大阪女子大学、大阪府立大学、大阪府立看護大学を統合、大阪府立大学設置 山梨県立看護大学と山梨県立女子短期大学を統合、山梨県立大学設置					救国際大学
18									小樽短期大学
19	2→1	大阪外国語大学が大阪大学へ統合					1	東和大学	
20			2→1	長崎県立大学と県立長崎シーボルト大学を統合、長崎県立大学設置	5→2	北海道東海大学と九州東海大学が、東海大学へ統合 共立薬科大学が慶應義塾大学へ統合			
21			2→1	愛知県立大学と愛知県立看護大学を統合、愛知県立大学設置	2→1	聖和大学が関西学院大学へ統合	2	LCA大学院大学 日本伝統医療科学大学院大学	瀬戸内短期大学
22							5	神戸ファッション造形大学、三重中京大学、愛知新城大谷大学、聖トマス大学、LEC東京リーガルマインド大学	
23					2→1	聖母大学が上智大学へ統合(予定)	1	福岡医療福祉大学(予定)	
計	29→14 (▲15)	H13年度末 99大学 H22.5.1現在 86大学(△13大学) (再編統合以外で、1大学を設置)	18→7 (▲11)	H13年度末 74大学 H22.5.1現在 95大学(+21大学) (再編統合以外で、14大学を設置)	11→5 (▲6)	H13年度末 498大学 H22.5.1現在 603大学(+99大学) (再編統合以外で、111大学を設置)	9		

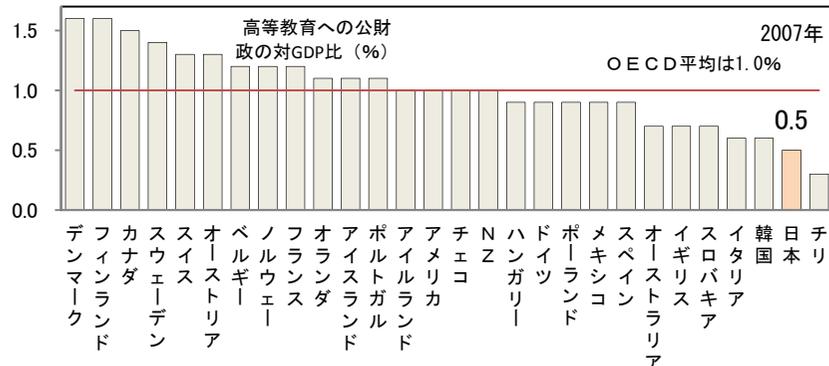
3 大学の組織・経営基盤の強化

(5) 我が国の大学教育の公財政措置に関する国際比較

① 我が国が、大学への公財政支出を削減する中で、他の主要国は、大学への公財政支出を増加。



② そのため我が国の高等教育への公財政支出は、対GDP比で、国際平均の半分の水準。



③ アメリカの質の高い教育は、豊富な公財政を背景として可能。

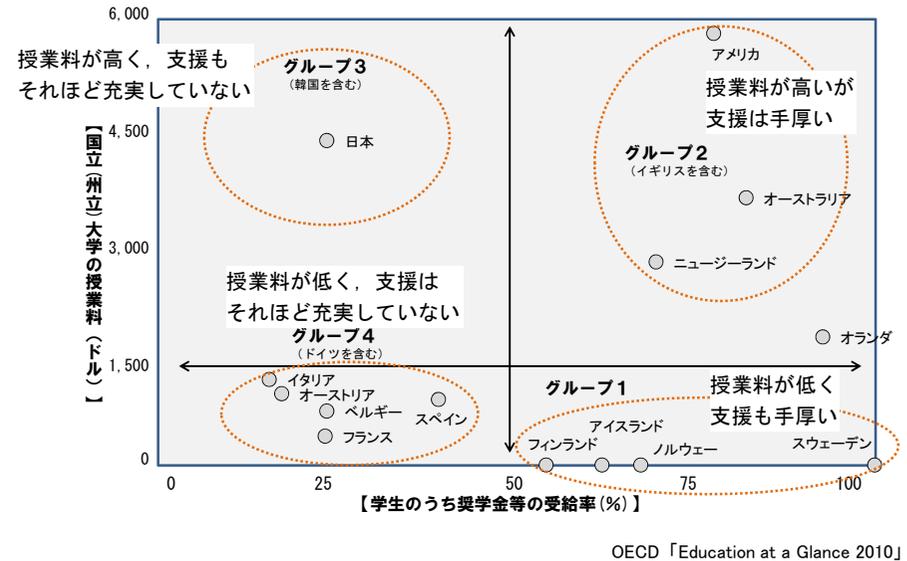
- 1986年(S61)から2007年(H19)の20年間の高等教育への公財政規模を比較すると、アメリカは、510億ドルから1380億ドルへ2.7倍増加。一方、日本は、2.4兆円のまま変化せず。

大学の職員一人当たりの学生数

	国公立	私立
アメリカ	4.4人	3.9人
日本	10.8人	19.2人

- アメリカの質の高い教育研究は、豊富な公財政を背景に、教員を支える多くの職員の配置や、大学院生のTeaching Assistantとしての活用など、組織的な活動により可能。

④ 我が国は、大学の授業料が高く、奨学金の受給率も低く、他国と比べて特異な状況。



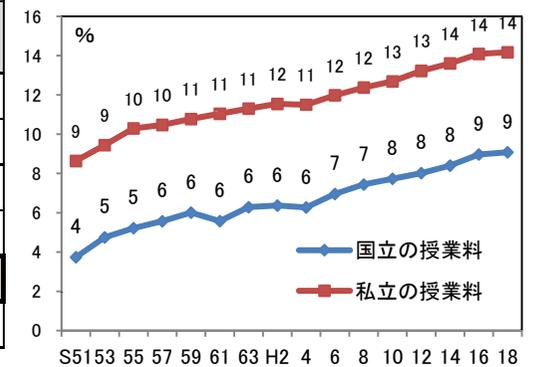
⑤ そうしたことにより、我が国は、高等教育のための家計負担の割合が高い。また、勤労者の給与に対する授業料の割合が上昇。

大学の収入に占める公費と私費負担の割合

	公費負担	私費負担 (家計を除く)	家計負担
フランス	84.5%	5.1%	10.3%
ドイツ	84.7%	15.3%	
イギリス	35.8%	12.1%	52.0%
アメリカ	31.6%	34.2%	34.2%
日本	32.5%	16.5%	51.1%
OECD平均	69.1%	30.9%	

OECD 「Education at a Glance 2010」

我が国の勤労者(40~49歳)の平均年間給与に対する授業料の割合

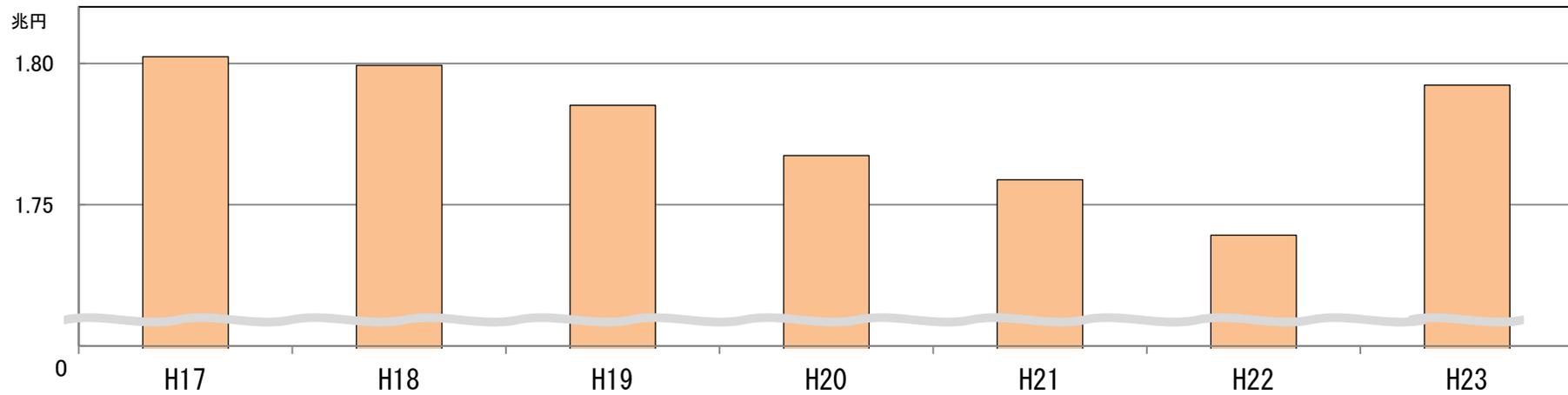


例：昭和51年の授業料は、国立9.6万円、私立22.2万円、平均年収257万円、平成18年の授業料は、国立53.6万円、私立83.6万円、平均年収590万円。

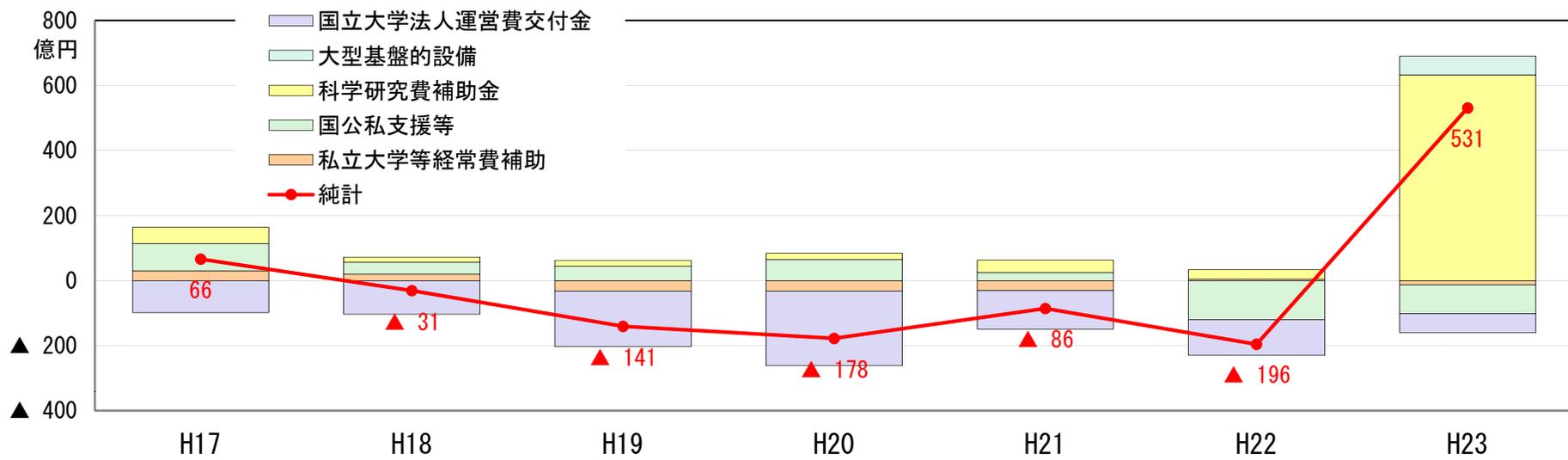
3 大学の組織・経営基盤の強化

(6) 大学関係主要経費の推移

○ 大学の教育・研究の基盤となる大学関係主要経費は、平成17年度以来6年ぶりに拡充



対前年度の推移



大学関係主要経費：国立大学法人運営費交付金，大型基盤的設備，私立大学等経常費補助，国公私支援等，科学研究費補助金の総計

3 大学の組織・経営基盤の強化

(7) 平成23年度大学関係政府予算(案)のポイント

◆大学関係主要経費1兆7,923億円(531億円増)

《平成22年度補正予算210億円》

○国立大学法人運営費交付金 1兆1,528億円(△58億円)

- ・国立大学法人が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう基盤的経費を措置
 - ◇世界最先端の教育研究を支える新たなプロジェクトの推進
 - ◇メディカル・イノベーションを担う附属病院の充実強化
 - ◇授業料免除枠の拡大

○国立大学教育研究特別整備費 58億円(新規)

- ・国立大学の教育研究の活性化のため、教育環境整備を支援

○私立大学等経常費補助 3,209億円(△13億円)

- ・私立大学の質の高い教育研究活動とマネジメント改革を支援
 - ◇一般補助のウェイト拡大H22:約66%→H23:約88%
(平成3年度以来20年ぶりの高い比率)
 - ◇特別補助は新成長戦略に即応した取組を推進
 - ◇授業料減免等補助の拡充
 - ※学校法人への寄附の税額控除を創設し、税制面も充実

○科学研究費補助金 2,633億円(633億円増)

- ・基金化による研究費の複数年度使用を実現。また、創設以来最大の増額を確保(予算全体の3割を基金化、新規採択の約8割が対象)

○国公立大学を通じた大学教育改革支援 496億円(△89億円)

- 博士課程教育リーディングプログラム 39億円(新規)
 - ・産業界と連携して「リーディング大学院」の形成を支援し、世界を牽引するリーダーを養成(オールラウンド型2件、複合領域型10件、オンリーワン型5件)
- グローバルCOEプログラム 237億円(△28億円)
 - ・国際的に第一級の力量を持つ研究者を養成するため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を支援
- 大学の世界展開力強化事業 22億円(新規)
 - ・「キャンパス・アジア」構想を牽引する拠点の形成(16件)や、米国の大学との協働教育プログラムを支援(10件)
- 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 29億円(△1億円)
 - ・国際化の拠点としての総合的な体制を整備し、その際、産業界との連携、大学間のネットワークにより、資源や成果を共有(13件:旧国際化拠点整備事業を組み立て直し)
- 大学教育質向上推進事業(大学教育・学生支援推進事業)
- 地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業
(大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム)
- 大学生の就業力育成支援事業
 - ・厳しい情勢にある新卒者の雇用支援、地域と一体となった人材養成、学生の社会的・職業的自立を図る取組などを支援

95億円
(△75億円)
継続事業の
実施を確実に
支援

◆学生が安心して学べる環境の実現

○大学等奨学金事業の充実 1,241億円(△68億円)

(事業費としては、1兆781億円(726億円増))

- ・学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することのないよう貸与人員を拡大し、教育費負担を軽減。
- ・特に、無利子奨学金の貸与基準を満たすにもかかわらず貸与を受けられない者の解消に向けて重点化

◇貸与人員118万4千人→127万2千人(8万8千人増)

無利子 34万9千人→35万8千人(9千人増(うち新規5千人増))

有利子 83万5千人→91万4千人(7万9千人増)

○国立と私立大学の授業料減免等の充実【再掲】 274億円(38億円増)

◇国立大学 学部・修士2千人増(約3.4万人(6.3%)→約3.6万人(7.3%))

博士3千人増(約0.3万人(6.3%)→約0.6万人(12.5%))

◇私立大学 4千人増(約2.9万人(約1.4%)→約3.3万人(約1.6%))

◆学生の双方向交流の推進 22億円(新規)

- ・高い国際感覚を備えた人材を養成するため、アジア・米国等の学生との双方向交流を推進

(3ヶ月未満の派遣・受入れ各7,000人)

《平成22年度補正予算等92億円》

◆国立大学法人等施設の整備 437億円(△66億円)

[他に、財政融資資金 423億円(35億円増)]

- ・喫緊の課題である施設の耐震化やエコ化の推進、最先端研究環境の整備、大学附属病院の再生など、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援